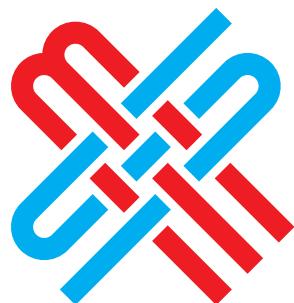


南信州広域連合 第5次 広域計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
南信州広域連合

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の期間	2
第3章 地域の現状と課題	3
第1節 地域の現状	3
第2節 広域行政の取組	6
第3節 地域の課題	8
第4章 地域課題に対応する新たな取組と重点事業	11
第1節 地域を担う人材確保の取組	12
第2節 リニア時代を見据えた地域づくり	14
第3節 計画的な施設等の維持と財源確保	17
第5章 基幹事務事業	19
第1節 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	19
第2節 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務	20
第3節 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務	21
第4節 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務	23
第5節 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務	24
第6節 広域行政の推進に関する事務	26
第7節 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	28
第8節 市町村審査会(障害支援区分に係る審査)の設置及び運営に関する事務	30
第9節 養護老人ホーム入所判定委員会及び特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置並びに運営に関する事務	31

第10節	地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務	32
第11節	広域的な障がい者支援に関する事務	33
第12節	広域防災計画(広域的な防災の取組)の実施に必要な連絡調整に関する事務	34
第13節	消防に関する事務 (消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く)	36
第14節	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理するとされた事務	37
第15節	ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び事業の実施に関する事務	38
第16節	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	40
第17節	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	42

付属資料

第5次広域計画策定委員名簿	45
第5次広域計画検討会議委員名簿	46
第5次広域計画策定経過	47

第1章 計画策定の趣旨

飯田下伊那地域は、南アルプスや中央アルプスを始めとする山々に囲まれて一つの大きな空間を形づくっている地形的な特徴や、近くに大きな街がないという環境などにより、古くから「飯田」を中心とした特色ある生活文化圏を形づくり、人々は多様で豊かな暮らしを営んできました。近年では、当地域を“南信州”と称することも増えています。

当地域においては比較的早い時期から、市町村の枠を越えた広域的な視点に立った地域づくりに取り組んできました。最初は「一部事務組合」を設立して、福祉施設の運営などの具体的な仕事を共同で行うことから始まりましたが、やがて「飯伊広域行政組合」を経て平成11年(1999年)度に南信州広域連合を設立し、地域に共通する課題の解決や、地域の一体的な発展を目指した活動へと拡大して現在に至っています。また、こうした市町村の枠を超えた広域的な連携を基盤として、当地域の全14市町村が総務省の推進する定住自立圏の構築に取り組み、平成21年(2009年)7月には全国でもいち早く定住自立圏形成協定を締結しました。これにより、飯田市を中心に各市町村が役割分担と連携によって、より効率的な地域経営を進め、各自治体が将来にわたって存続していく可能性を高めながら、多様な地域の個性を保って人々の様々な営みを支援し、地域全体の持続可能性をも高めよう努めています。

こうした中、地域の将来に大きな影響を及ぼすと予想される事業として動き始めたのが、リニア中央新幹線計画です。

当地域は、昭和49年(1974年)に長野県で最初に同盟会を組織し、中央新幹線の早期着工と駅の設置に向けた取組を地道に続けてきました。平成19年(2007年)12月に東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という)が単独で中央新幹線の建設を表明したことから、具体化に向けた動きが始まりました。こうしたことから、当広域連合では、平成22年(2010年)にリニア中央新幹線開通後の地域づくりの方向を示した「リニア将来ビジョン」を策定し、将来の地域づくりに向けた取組を改めて整理しました。

平成23年(2011年)には東京名古屋間事業実施想定区域が発表され、飯田市付近に長野県駅が設置される見込みとなり、平成26年(2014年)12月には、同区間の起工式が行われました。当広域連合では、「2050年(令和32年)に南信州を日本一住みたい地域にするための未来像を描く」とした「南信州リニア未来ビジョン」を策定しました。しかしながら、静岡県における水問題などにより工事着工が困難な箇所が発生し、当初目指していた令和9年(2027年)の開業は難しい状況となっています。

令和6年(2024年)3月にJR東海から、リニア中央新幹線の開業時期について、目指してきた令和9年(2027年)を断念する方針が示されました。これによりリニア中央新幹線の開業時期は、静岡工区のトンネル工事着手後、リニア開業まで最低でも10年を要するとされ、令和16年(2034年)以降になる見込みとなっています。こうした状況から、開業までの期間をリニア時代に向けたまちづくりの重要な期間と捉え、環境と開発とのバランスのとれたまちづくりに向け、当広域連合の活動の基本となる第5次広域計画を策定しました。

第2章 計画の期間

5年間(令和7年度～11年度)

第5次広域計画の計画期間は、令和7年(2025年)度から令和11年(2030年)度までの5年間とします。



第3章 地域の現状と課題

第1節 地域の現状

第1項 地域の地勢と自然条件

当地域は、長野県の最南端に位置し、静岡県、愛知県、岐阜県と接し、東西に53.1km、南北に53.7kmの広がりがあります。面積は1,928.85km²で、香川県や大阪府より広く、その約86%が森林で、耕地は5%程度となっています。そして、西を中央アルプス、東を南アルプスに囲まれ、中央部を天竜川が北から南へ流れています。

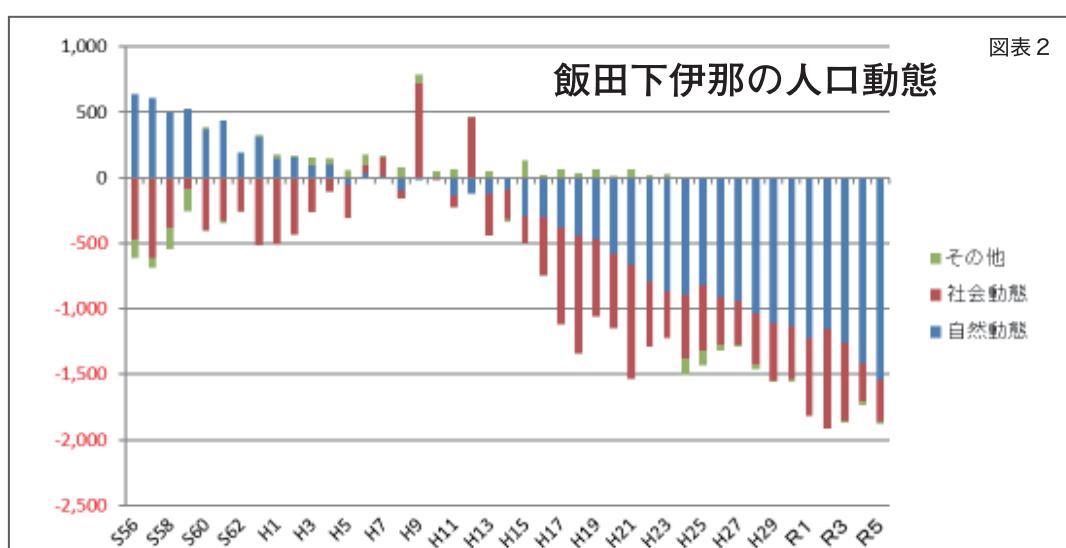
標高は、天竜川沿いの最も低い地域から南アルプスの山々まで、約300mから3,000m超の広範囲に広がり、起伏に富んだ複雑な地形となっています。

気候は、標高や地形が複雑なため地域によって異なりますが、長野県の中では冬も比較的温暖で雨量の多い内陸的な多雨多湿型の気候であり、杉や檜等の樹木の育成には適した地域であるといえます。

第2項 人口の推移と将来予測

当地域の人口は、昭和45年(1970年)頃から平成15年(2003年)頃までは、18万人程度で、ほぼ均衡を保ってきました。(図表1参照)

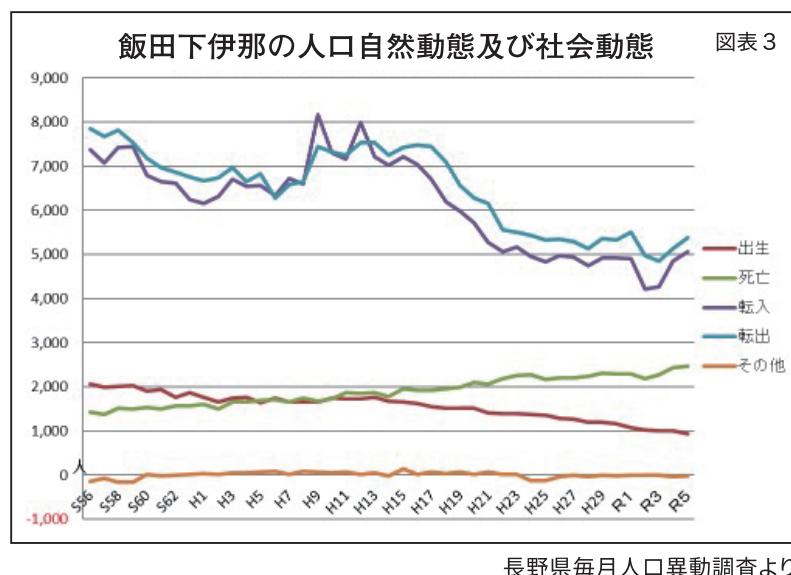
また、平成4年(1992年)頃までは出生者数と死亡者数の差(これを



長野県毎月人口異動調査より

「自然動態」という。)が、プラスであったのに対し、転入者と転出者の差(これを「社会動態」という。)はマイナスで、増減が相殺されていました。しかし平成11年(1999年)以降は、自然動態もマイナスに転じたために人口減少となり、令和元年(2019年)以降は毎年1,800人程度の人口減の状況になっています。(図表2及び

図表3参照)



長野県毎月人口異動調査より

圏域の総人口は147,683人

(令和6年(2024年)10月1日現在)ですが、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年(2023年)12月に公表した推計によれば、当地域の人口は令和12年(2030年)には139,761人、令和22年(2040年)には125,437人、さらに令和32年(2050年)には111,116人(令和6年(2024年)の75.0%相当)に減少すると予測されています。

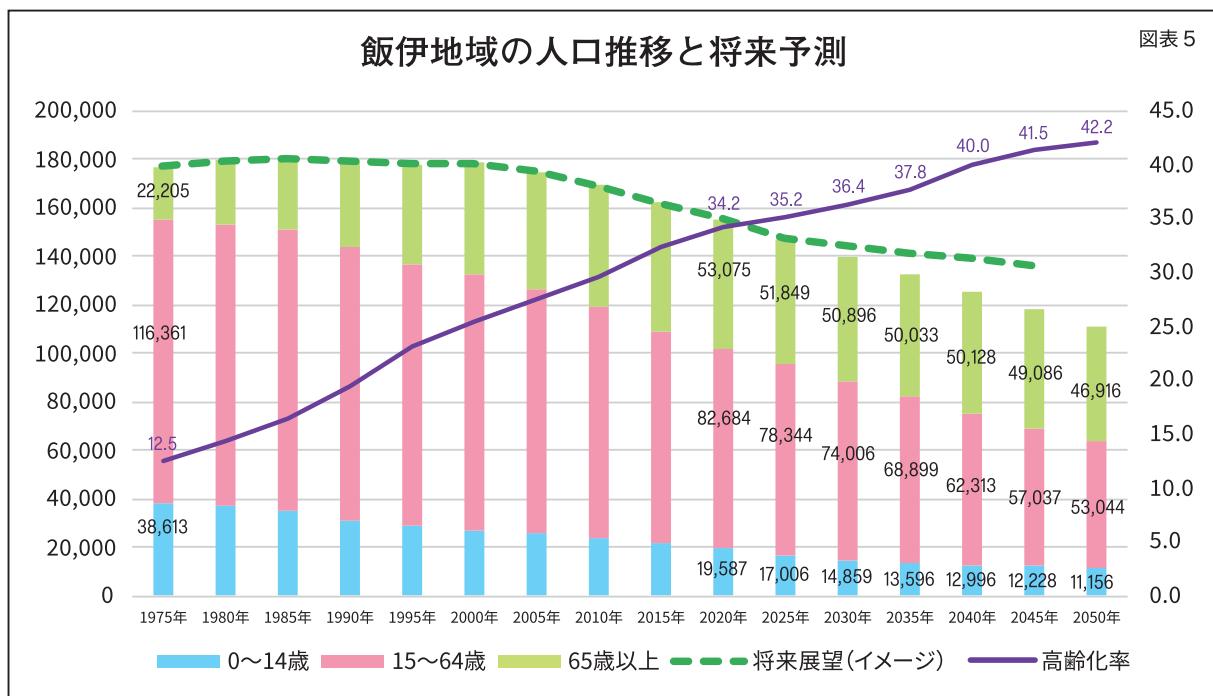
また、総人口に対する生産年齢人口(15歳から64歳)の割合は、2050年(令和32年)には全国で52.9%となり、これは一人の生産年齢人口で一人の高齢者等を支える「肩車社会」の到来を意味しています。当地域の状況は更に深刻で、2050年(令和32年)の生産年齢人口の割合は、47.7%と予測されています。(図表4及び図表5)

しかしながら当地域は、リニア中央新幹線の開業等が予定されており、こうした全国的な推計値とは異なる経過を辿る要因を有するものと考えます。

市町村別人口及び世帯数 図表4 令和6年10月1日現在

市町村	世帯数 (世帯)	人口 (人)	老年人口 65歳以上(人)	老年人口割 合 65歳以上(%)
飯田市	39,190	93,529	31,404	34.0%
松川町	4,542	12,023	4,275	35.6%
高森町	4,563	12,467	4,109	33.2%
阿南町	1,465	3,825	1,835	48.3%
阿智村	2,183	5,758	2,248	39.0%
平谷村	196	372	147	39.5%
根羽村	378	793	411	51.8%
下條村	1,141	3,288	1,216	37.0%
壳木村	268	497	226	46.6%
天龍村	487	1,000	617	61.7%
泰阜村	553	1,386	602	43.4%
喬木村	2,020	5,626	2,089	37.1%
豊丘村	2,174	6,205	2,115	34.1%
大鹿村	498	914	401	43.9%
計	59,658	147,683	51,695	35.3%

長野県毎月人口異動調査による。



1975年から2020年までは国勢調査

2025年から2050年までは国立社会保障・人口問題研究所による将来推計値
将来推計(イメージ)は各市町村の総合計画若しくは人口ビジョンの合計値

第3項 土地の利用概況と産業

当地域の総面積1,928.91km²のうち、宅地面積は41.22km²、2.14%であるのに対し、森林面積は1,666.21km²で86.38%を占めています。田と畠の合計面積は109.44km²で5.67%を占めますが(図表6)、2020年(令和2年)農林業センサスによる経営耕地面積の合計は、37.65km²となっています。(図表7)

当地域は中山間地で傾斜地が多いため、農業は小規模ながらも、温暖な気候と標高差を活かして多種多様な作物が生産されています。また、農産物の加工やグリーン・ツーリズムなどの農村資源を生

市町村別面積一覧 図表6 (単位:km²)

市町村	総面積	田	畠	宅地	原野	森林
飯田市	658.66	15.477	26.204	22.560	20.029	555.71
松川町	72.79	2.742	9.252	4.086	1.194	47.66
高森町	45.36	3.508	6.317	3.666	0.522	25.54
阿南町	123.07	3.995	3.304	1.780	1.781	105.41
阿智村	214.43	3.713	3.369	2.282	1.936	194.89
平谷村	77.37	0.331	0.287	0.139	0.183	76.17
根羽村	89.97	1.031	0.913	0.465	0.575	84.37
下條村	38.12	3.072	3.287	1.210	1.793	26.42
壳木村	43.43	1.181	0.324	0.338	0.046	38.28
天龍村	109.44	0.441	1.092	0.484	0.641	102.24
泰阜村	64.59	1.031	1.352	0.536	2.056	56.00
喬木村	66.61	2.832	3.866	1.516	2.865	53.28
豊丘村	76.79	2.935	5.131	1.668	2.034	62.31
大鹿村	248.28	0.978	1.473	0.488	18.965	237.95
計	1,928.91	43.27	66.17	41.22	54.62	1,666.21

総面積は国土地理院による。

田、畠、宅地、原野は、長野県市町村課資料による。

森林は、長野県林務部「民有林の現況」による。

かした取組がなされています一方で、就農者の高齢化が進み、担い手の確保が課題となっています。

総面積の86%を占める森林を利用した林業では、「根羽スギ」などの建築用鉱材の他、土木用、木質バイオマス燃料用など様々な用材が生産されています。

当地域の製造業は、水引、凍豆腐、半生菓子、漬物等の伝統的な地場産業が国内でも高いシェアを有しているほか、精密機械・電子産業が盛んで、次世代空モビリティ、水循環・水素分野をはじめとする次世代先端産業、環境分野への挑戦も行っています。

商業では、飯田市、松川町、高森町で年間商品販売額全体の約9割を占めており、地元購買力の地域外への流出が少ない自立した商圈構造といえますが、商品販売額は年々減少する傾向にあります。また観光は、県外客が5割以上ですが、日帰り客が8割以上と通過型の観光地となっています。

市町村別の産業状況 図表7

市町村	経営耕地面積(ha)	販売農家数(戸)	事業所数	従業員数(人)	全産業売上高(百万円)
飯田市	1,360	1,672	5,802	50,743	884,864
松川町	625	634	595	5,390	74,619
高森町	560	624	517	5,020	87,404
阿南町	69	85	235	1,817	18,566
阿智村	219	270	436	3,557	40,192
平谷村	8	10	43	178	929
根羽村	32	16	66	382	2,439
下條村	250	245	161	1,129	17,768
壳木村	14	21	45	191	1,017
天龍村	18	27	87	463	9,081
泰阜村	49	57	90	502	3,341
喬木村	215	279	273	2,164	19,526
豊丘村	298	369	253	2,314	36,054
大鹿村	48	60	78	422	4,669
計	3,717	4,309	8,603	73,850	1,195,800
増減率	-26%	-31%	-7%	+1%	+13%

経営耕地面積、販売農家数は、2020年農林業センサスによる。

事業所数、従業員数、全産業売上高は、令和3年経済センサスによる。

増減率は前回調査(10年前)からの増減率

第2節 広域行政の取組

第1項 一部事務組合の発足と経過

当地域における広域行政の取組は、事務事業を共同して行う一部事務組合として始まりました。

まず、昭和32年(1957年)10月、飯田市及び下伊那郡全町村により一部事務組合「阿南学園組合」が設立されました。その後、昭和38年(1963年)、飯田市、鼎町(現飯田市)、上郷町(現飯田市)、松川町、高森町、豊丘村、喬木村の1市4町2村によって、一部事務組合である飯田衛生施設組合が設立され、ごみ焼却施設と、し尿処理施設の運営が開始されました。

更に昭和49年(1974年)には当時の全市町村1市5町14村によって飯伊特別養護老人ホーム・伝染病院組合が設立され、昭和50年(1975年)に特養「飯田荘」、同56年(1981年)に特養「松川荘」、同60年(1985年)に特養「天龍荘」、同63年(1988年)に特養「阿智荘」、平成4年(1992年)に特養「遠山荘」、同5年(1993年)に特養「喬木荘」、同6年(1994年)に特養「泰阜荘」と、順次開設し、事業を拡大してきました。その後、平成19年(2007年)に全ての特養を当広域連合から所在市町村へ施設譲与しています。

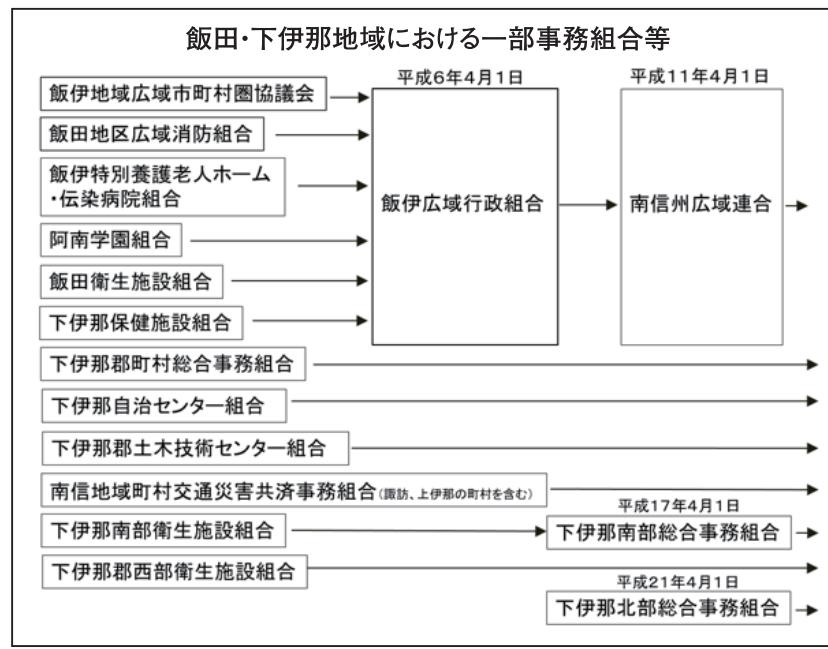
消防事業については、昭和43年(1968年)4月に、飯田市、鼎町(現飯田市)、上郷町(現飯田市)の1市2町による飯田・鼎・上郷消防組合が設立されました。その後、昭和56年(1981年)4月には、松川町、高森町、清内路村(現阿智村)、阿智村、豊丘村、喬木村、大鹿村の2町5村を加えて1市4町5村による飯田地区広域消防組合が発足し、更に昭和61年(1986年)

4月には、阿南町、浪合村(現阿智村)、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、南信濃村(現飯田市)、上村(現飯田市)の1町9村を加えて全1市5町14村による飯田地区広域消防組合が発足しました。

昭和40年代に入ると、国は、高度経済成長や車社会の浸透によって地域住民の日常生活圏が広域化してきたことを背景とし、都市と周辺町村を一体とした地域の振興整備を進める「広域市町村圏」施策を始めました。これを受け、当地域においては、昭和44年(1969年)に、当時の全1市5町14町村によって飯伊地域広域行政市町村圏協議会が設立され、飯伊地域広域市町村圏計画を策定しました。

その後、昭和54年(1979年)に国の第3次全国総合開発計画(三全総)によるモデル定住圏の指定を受け、翌55年(1980年)に新広域市町村圏計画を策定しました。引き続いて、この計画期間が終了した平成2年(1990年)には第2次新広域市町村圏計画を策定しています。更に、平成5年(1993年)2月には国の「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づいて飯伊地方拠点都市地域の指定を受け、同年に「アルプス交流文化都市圏の創造」を基本理念とした飯伊地方拠点都市地域基本計画を策定しました。

これら的一部事務組合と市町村圏協議会という二つの大きな取組は、平成6年(1994年)4月に一部事務組合6団体を統合した複一部事務組合として発足した飯伊広域行政組合として一本化しました。そして、同年7月には、国の「ふるさと市町村圏設置要綱」に基づいてふるさと市町村圏の選定を受け、ふるさと市町村圏基金を設置して、基金運用益による地域振興事業などの取組を始めています。



第2項 南信州広域連合の設立と定住自立圏構想

広域連合は、平成7年(1995年)6月に施行された広域行政の制度で、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備することなどが意図されていました。当時は「平成の大合併」の議論の最中であったことから、当地域でも飯伊広域行政組合内に検討委員

会を設置し、広域行政のあり方などについて様々な論議が交わされました。その結果、広域連合が一部事務組合と比べて、①広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる、②広域的な調整をより実施しやすい仕組みである、③権限委譲の受け皿となることができる、④より民主的な仕組みを採用している、といった特色を有していたことなどから、広域連合制度を採用することとなりました。そして、平成11年(1999年)4月に、それまでの飯伊広域行政組合を解散し、同じ全市町村が参画して南信州広域連合が設立されました。なお、広域連合は、当時、長野県が推奨していたこともあり、平成10年(1998年)4月から平成12年(2000年)7月にかけて県内10圏域全てにおいて設立され、今日に至っています。

その後、当広域連合では、早速新たな総合計画の策定に着手し、平成12年(2000年)8月に飯伊地域ふるさと市町村圏計画を策定しました。

しかし、平成20年(2008年)になると、広域行政制度は国の方針によって大きな変化を迎えることとなりました。それが、「広域行政圏計画策定要項」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止と定住自立圏構想推進要綱の制定です。これに伴い、当地域においては、「ふるさと市町村圏基金」を「南信州地域振興基金」と名称変更するなどの対応をしました。

また、定住自立圏構想への取組については、平成21年(2009年)7月に飯田市と周辺13町村との間で全国初の定住自立圏形成協定を締結し、同年12月には共生ビジョンを制定しました。以来、取組の対象を様々な事業に拡大し、今日に至っています。

このように、当地域は全国でも定住自立圏構想の先進地域ですが、同時に広域連合の取組を補完するものと理解されており、定住自立圏構想に関する市町村間の協議は、主に広域連合会議の場で行われています。

第3節 地域の課題

第1項 人口減少社会への対応

一般に人口が減少すると、労働力人口が減っていきますが、それにとどまらず消費者人口も減少し、市場や社会そのものが急速に縮小していきます。

現状でも、医療、介護、福祉、保育、教育、自治体、公共交通機関などの公共サービス、ガス、水道、電気、通信など生活インフラ、物流、生活用品を扱う小売り業など、日常生活を維持するために不可欠な職業(いわゆるエッセンシャルワーカー)をはじめとして、農林業、建設業など各産業分野における担い手不足、利用者減少等による地域公共交通の維持困難、社会保障制度の持続可能性の低下等、様々な課題があり、より深刻となってきています。

さらに地域の担い手不足によるコミュニティの維持や、様々な地域文化の保存継承など、地域活動のあらゆるところに影響し、その結果、そこに暮らす住民一人一人にも大きな影響を及ぼします。また、基礎自治体にとってもその存続に関わる深刻な課題です。

当広域連合が第5次広域計画策定にあたり構成市町村に令和6年(2024年)2月に照会した構成市町村の抱える課題の中でも、

- ・自治体の専門職員(保健師、保育士、ICT人材、公共交通運転手、教員、消防団員)の確保
- ・医療・福祉サービス従事者の人手不足(医師、看護師、介護士、介護認定調査員)
- ・地域社会や産業を支える担い手や後継者不足
- ・第一次産業の高齢化による担い手不足
- ・建設分野の人材の不足

といった、多業種での人材不足に対して、単独自治体による対応が困難になってきている状況が示されています。

今後は、深刻な人手不足に対応しながらサービスを維持する方策が必要となってきます。

第2項 リニア中央新幹線・三遠南信自動車道への対応

今、当地域では、複数の巨大プロジェクトが具体的に動き始めています。

その最大のものはリニア中央新幹線の建設です。当地域にとっては昭和40年代からの悲願が実現することになりますが、一方でリニア中央新幹線は、今までにない別次元の高速交通機関であるため、その開業によって未曾有の「劇的な変化」が地域にもたらされることが予想されます。

それは、移動時間の大幅な短縮によるビジネスや観光などの交流人口の拡大に期待が集まる一方で、外部資本による地域の様々な分野への浸食や、人口の流出といった影響が懸念されるところです。

また三遠南信自動車道は、三遠南信地域連携を支える「背骨」として広域交流を促進する重要な役割を持っています。更に、三遠南信自動車道とリニア中央新幹線、中央自動車道などを結ぶ「回廊」により、地方創生や地域活性化、大規模災害からしなやかに回復する能力であるレジリエンス向上が期待できます。これらを如何に有効活用していくかは、地域を挙げて検討し、取り組むべき喫緊の課題ですが、リニア中央新幹線の開業については、令和6年(2024年)3月にJR東海が目指してきた令和9年(2027年)開業を断念する方針を明らかにしました。これにより開業時期は、令和16年(2034年)以降になる見通しとなり、不透明になりましたが、この期間をリニア時代に向けたまちづくりの重要な期間ととらえ、環境と開発とのバランスのとれたまちづくりに向け、好影響を最大化し、悪影響を最小化するよう努めなければなりません。

第3項 社会基盤の維持

今日、全国的に道路や橋梁、上下水道などの社会基盤の維持管理が大きな課題となっています。

戦後の経済復興を支え、人々の生活環境をより便利で安全・快適に改善するため、高度経済成長期を中心に様々な社会基盤が整備されてきました。それらは順次、整備・更新が必要な時期に入っていますが、その経費が大きな課題になっています。

当広域連合の基幹事務事業は、ごみ処理施設やし尿処理施設の設置(広域連合が所有する総延床面積の52%を占める)・運営と、消防事業(広域連合が所有する総延床面積の16.3%を占める)ですが、目的遂行のために多くの様々な施設・設備の運用を伴います。ごみ処理施設の設置・運営は、単年度当たり数億円の費用を要し、消防用施設も稼働しながらの更新、設備も火災や災害に備えて常に最良の状態に維持管理していく必要があり、構成市町村の財政に与える影響も無視できません。人口

減少下での社会基盤の更新、社会基盤のあり方、費用負担について考える必要があります。

また、平成31年(2019年)に産業振興に寄与する多様な主体が交流し連携を深める「共創の場」として、産業振興と人材育成の拠点(通称:エス・バード)(広域連合が所有する総延床面積の24.3%を占める)を開設しました。

さらに、事務センターとして使用している旧地場産業振興センターに令和6年(2024年)には文化芸術活動支援センターとしての機能を持たせるなど、当広域連合が所有する施設や設備も増加しています。

これらのことから、施設・設備の更新等に際しては、まず日常的な維持補修を確実に行い、令和6年(2024年)度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化に努めると共に、施設の統廃合、更新も計画的・効率的に行う必要があります。



稲葉クリーンセンター

第4章 地域課題に対応する新たな取組と重点事業

南信州圏域で進む人口減少と少子高齢化は、全国の地方でも同様にみられる状況ですが、当地域の将来を展望したとき、リニア中央新幹線の開業や長野県駅（仮称）の設置、三遠南信自動車道の開通などが計画されており、こうした高速交通網の整備により、他地域とのアクセス性が飛躍的に高まり、地域の振興につながることが期待されます。当地域が多くの人々から選ばれる地域であるためには、リニア・三遠南信時代を見据えた地域づくりを進めると同時に、暮らしやすい地域であるための様々な社会システムを維持し、充実させていく必要があると考えます。

当広域連合では、設立以来構成市町村からの「持ち寄り事務」の他、時々における様々な地域課題に対応してきました。構成市町村の首長等が出席する広域連合会議は毎月開催され、各自治体の様々な情報交換と協議の場となっています。広域的に取り組む地域づくりや、第3章第3節で述べたような課題の解決手法には、広域連合によるものほか、定住自立圏構想によるもの、一部事務組合によるもの、など複数の選択肢があります。したがって、それぞれの課題の特性や対応方法などにより、より最適な手法を選択していくことになりますが、そのための協議については、広域連合会議を中心に行ってています。また状況によっては、県や市町村及び関係団体との役割分担の再構築にまで踏み込んだ対応が今後必要になる可能性もあるものと考えています。

長野県は県内10圏域のすべてに広域連合が設置されています。これは全国でも唯一の体制であり、小規模自治体の多い当地域の維持と行政サービスの継続のためには、県を含めた関係機関の役割分担を再整理し、各機関が二重行政を排しつつ、それぞれの特性を生かして、効果的に連携することが必要となります。現在までに公共交通の分野では県と市町村等との役割分担が整理されつつあり、広域観光では地域の観光振興の司令塔である地域連携DMOが中心的な役割を担うことが地域の共通認識として定着してきています。更に今後、アリーナ機能を中心とする複合施設や4年制大学の設置（誘致）などを進めるためには、その実現に向け、新たな広域的連携の形を構築することが必要になる可能性が高いと考えられます。

第4章では、この計画の期間において新たに行う取組や、特に力を入れて取り組むべき事業について述べますが、その手法として次の3項目を用いて事業を進めていきます。

ア 行政サービスの連携

南信州圏域は小規模自治体が多く、保育、教育、保険制度及び行政事務のデジタル技術の活用等、自治体単独での取組では効率的で安定した業務の長期的継続は難しいと考えられる分野があります。行政における広域的な連携の枠組みは、いくつかの選択肢が考えられますが、広域連合会議等で検討を進めています。

イ 地域課題への対応

医療資源の脆弱な南信州圏域では、住民が安心して生活していくための医療サービスの維持が地

域の課題となっています。このため、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを目的とする地域医療連携推進法人の設立に向けた検討等が既に行われています。今後医師確保など以外でも、様々な分野で地域と県・市町村などの行政機関や関係者が連携し、新たな体制とスキームで地域課題に対応していく必要があると考えます。

ウ 広域連携推進プロジェクトの設置

地域で発生する問題や課題のうち、市町村の範囲を超えた対応が必要なものについては、まずは広域連合会議で検討を行います。また必要に応じ、適切なメンバーによるプロジェクトを設置するなどの体制を構築します。

第1節 地域を担う人材確保の取組

公共交通の分野では、ドライバー不足によりバス路線の維持が困難になる状況が発生しています。バス運転手の仕事は、拘束時間が長く、規制緩和による労働環境の悪化などから慢性的な人手不足が指摘されていましたが、コロナ禍による仕事の激減で転職した人材の多くが復職しないことに加え、いわゆる2024年問題(働き方改革関連法施行によりドライバーの労働時間に上限が課されたことによる諸問題)が人員不足に拍車をかけています。地域の公共交通として重要な役割を果たしているタクシー業界においても、コロナ禍の影響に加え、バス運転手と同様高齢化が進んでおり、一部地域では零細な事業者が多いことからも、将来の事業継続に不安を抱えています。

介護、障がい福祉、児童福祉の分野でも人材不足が深刻で、人材が確保できないために施設の定員やサービスを制限せざるを得ない状況が発生しています。このように急速に進む人口減少と少子高齢化に伴い、住民生活を維持するために必要な様々な社会システムの維持が、現在人材不足により危機にさらされています。

人々が安心して地域で生活するためには、医療、福祉、教育、保育、行政サービス、通信、移動手段などの社会システムの維持が必要で、こうしたシステムの機能不全は、更なる人口の流出を招き、人口減少の負のスパイラルに陥る危険性を有しています。地域が持続可能であり、リニア時代に向けた地域の将来構想を描くためには、当地域の現在と将来を担う人材確保の取組が必要になっています。

第1項 社会システムを支える人材確保

近年の少子高齢化と人口減少、特に生産年齢人口の減少により、医療、福祉分野のみでなく、公共交通、教育、行政等、多くの分野で人材不足が発生しています。当地域の人口は、今後更に減少に向かうことが確実であり、こうした状況が続ければ、産業界や様々な分野において必要な人材が確保できなくなる恐れがあります。

地域の人材を確保するためには、次のような取組が必要です。

- ・ 移住定住等の促進による域外からの人材確保

- ・地域の生徒や内外の学生に対する地域の魅力の啓発やキャリア教育
- ・就労環境の改善、シニア層や女性が働きやすい環境整備
- ・副業(複業)・兼業、テレワーク、ワーケーション等、多様で柔軟な就労形態の推進
- ・地域での就労を条件とした奨学金・修学資金制度の充実や返済支援

このような取組を地域の企業や関係機関などと協力して重層的に実施していくことが必要ですが、財源などの行政資源には限界があることから、有効で効率性の高い取組を優先して実施することを検討します。

人材不足により、住民生活を維持するために必要な社会システムの維持が困難になれば、人口流出により更に人口が減少していく恐れがあります。このため地域に必要な人材を確保するための対策については、十分な検討を行った上で、優先的に実施していきます。

第2項 医療・介護人材確保対策

医療は、地域住民の方々が地域で暮らし続けるために重要かつ不可欠なものです。南信州は山間部に家が点在している地域が多く、少子高齢化も進んでいることから、医療介護等、様々な分野での対策が必要な状況となっています。

医師の偏在については、厚生労働省なども問題視しており検討会を設置して対策の検討が行われています。長野県は医師少数県(令和4年(2022年)現在、全国37位)となっていますが、その中にあって南信州圏域は、県内での医師少数区域となっています。更に全国や県全体では医師の数が増加している一方で、当地域においては減少している状況があります。地域内の診療所の医師は、70歳代が36%に達しており、今後医師不足は更に深刻になる可能性があります。人口が減少すれば地域の医療需要も減少することから、医療機関の新規開業は難しくなります。医師不足の根本的な解決には、国の制度改革や医療行政を所管する県の取組みが重要となります。現状において地域として安心できる医療体制を維持できるよう、できることを実施していく必要があると考えます。

当地域は、休日夜間急患診療所などの優れた緊急医療体制を他地域に先んじて構築してきました。休日夜間急患診療所では医師が交代で対応していますが、地域の医師の高齢化等により、この体制の維持が困難になってきていることから、関係者が対応策の検討を行っています。

当広域連合では、令和6年(2024年)度に地域医療アドバイザーを委嘱し、専門的な知見を生かして医師不足等地域医療に関する課題への対応を行っています。また介護施設についても深刻な人材不足の状況にあり、施設の定員やサービスを制限せざるを得ない状況が発生していることから、以下の取組を進めます。

- ・医師等の医療人材の確保に向け、医師会、包括医療協議会、県、構成市町村等、関係機関と連携した取組の推進
- ・介護人材の確保に向け、介護助手育成やマッチング事業など更なる取組の多様化
- ・医療、介護等における限られた人的資源を有効に活用し、必要なサービスを提供できる地域医療連携推進法人などの体制やシステムの検討

- ・地域医療アドバイザーを配置し、専門的な知見を生かした地域医療の課題解決への取組

第3項 高等教育機関との連携による人材育成事業

高校卒業後の進学先が少ないと言われる当地域ですが、飯田短期大学と飯田コアカレッジは、次世代の人材を育成する重要な地元の高等教育機関となっています。飯田短期大学では、看護師や保育士等の専門職の育成が行われ、飯田コアカレッジでは、社会人の必須スキルとなったICTやプログラミングの専門知識を学ぶことができます。両校には、長年にわたり地域に人材を供給する重要な役割を担って頂いています。地域の人材育成には、こうした既存の教育機関の更なる充実と地域との連携が必要となっています。

当地域には4年制の大学がなく、このことが若者の地域外流出の原因の一つとなっていると考えられます。このため、長年にわたり新たな大学、学部の新設や誘致を目指した取組を行ってきました。信州大学と連携し、地元関係者でコンソーシアムを設置して支援を行ってきた「航空機システム共同研究講座」や「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」も、こうした取組の一つです。信州大学のデジタル人材を育成する新学部の誘致に向けた取組は実現に至りませんでしたが、リニア中間駅が設置されるこの地域の可能性を内外にアピールし、その後の信州大学の「水の循環利用」や「水由来のグリーン水素の生成と利用」など水を中心とする地球環境再生に関する「アクア・リジェネレーション(ARG)分野」の研究の実証タウン形成を目指す取組につながってきました。

今後は、将来の4年制大学、学部、大学院設置の可能性への期待を持ちながら、信州大学に限らず広く高等教育機関との連携を推進します。また大学などの高等教育機関への地域推薦制度の構築を検討し、人材の育成と確保につなげていきます。

また当地域では、若年人口の減少が今後も続くと予想されていることから、将来管内高校の更なる再編は避けられないものと見込まれます。地域を担う次世代の人材確保を考えた場合、高校教育は極めて重要な位置を占めています。当広域連合では、引き続き情報収集を行いながら、地域の高校のあり方について、検討していきます。

第2節 リニア時代を見据えた地域づくり

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を一つの圏域とする「日本中央回廊」を形成し、人口減少・少子高齢化に直面する日本経済の持続的成長をけん引する役割を持っています。また、リニア駅を交通結節の核とする新幹線・高規格道路ネットワークの形成により、多様な自然や文化を有する地域を内包する世界に類を見ない魅力的な経済集積圏域の形成を目指しています。リニア中間駅が設置される当地域では、このような新たな圏域の形成のために、リニア駅の交通結節機能の強化や駅周辺の魅力づくりを進めるとともに、リニアの時間距離短縮の効果をいかし、広域的なビジョンを持つて取組を進めていくことが重要となっています。

また、近年発生している地震災害等により、東京一極集中による災害時のリスクが指摘されています。首都圏には、行政、経済、交通や物流、通信等の中核機能や人口、財産等が集中しているため、首都

直下型地震などの大規模災害が発生すれば、極めて甚大な被害が発生すると予想されています。自然災害の発生が比較的少なく、高速交通網で結ばれる当地域は、こうした東京一極集中の是正に向けた首都機能の分散先としても優れていると考えられます。

当広域連合では、「南信州リニア未来ビジョン」を策定し、2050年(令和32年)に南信州を日本一住みたい地域にするための未来像を描きました。高速交通網でつながった都市圏等からの来訪者が増加し、多様な交流が生まれ、地域の中で大きな潮流にしていくためには、道路網等のハード整備に加え、広域交通拠点やそれぞれの地域拠点の連携を促進し、ヒト・モノ・コトがつながる交流圏域を形成していくことが必要です。

第1項 移住定住と関係人口創出の推進

コロナ禍を経て地方への移住に関する関心は高まっていると考えられますが、南信州の知名度は決して高くない現状があります。SNS等による情報発信が重要であることは言うまでもありませんが、様々な事業を通じて当地域と首都圏等の大都市圏との交流人口・関係人口の創出に取り組んでいく必要があります。

当地域への関係人口の増加と移住定住を進めるためには、リニア中央新幹線の開業に伴う利便性の向上をPRするのみでなく、南信州ならではの自然や文化に触れながら仕事をする豊かなライフスタイルや、二地域居住などの新たな暮らし方、働き方を提案していく必要があります。また、自分らしく活躍できる地域や女性や若者が働きやすい職場づくりを進めなければなりません。

当広域連合は、当地域の情報発信と移住定住の促進に向け、市町村の参加を得ながら移住相談会等を実施します。また、将来的な移住定住を見据えるとともに、まちづくりの担い手となることが期待される関係人口の拡大に向け、地域全体で連携した関係人口創出事業を実施し、成功事例等を横展開していくことなどを通して南信州の知名度向上に取り組みます。

第2項 広域観光の推進

観光は、地域の産業として重要なことに留まらず、地域への誇りと愛着を醸成するとともに、関係人口の拡大にも大きな効果が期待できます。また、リニア開業効果を地域全体に波及させるため、広域的な観光連携は極めて重要な取組となります。

当地域では、平成30年(2018年)12月に株式会社南信州観光公社が地域連携DMOに認定されました。地域連携DMOは、地域の観光振興の司令塔として多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立案し、これを着実に実施する調整機能を備えています。当広域連合では、それまで担ってきた観光振興に関する取組を株式会社南信州観光公社に一本化し、地域の広域的な観光振興に関する役割分担を明確にしました。

今後は、リニア中央新幹線の開業を見据え、新たな観光振興事業の展開と、インバウンドの再開など観光誘致の拡大に向けた取組を推進するため、地域連携DMOとしての株式会社南信州観光公社への支援を継続し、機能強化を図ります。

また、中央アルプスや南アルプスをはじめとする山岳観光や、サイクルツーリズム、自動運転バスなど

新たなモビリティを活用した二次交通、木曽谷・伊那谷・昼神温泉などを巡る周遊型観光、クアオルト（ドイツ語で「療養地」「保養地」を意味する言葉で、自然の力を利用した治療法を行う地域）等、様々な広域観光の可能性と環境整備について、関係機関や構成市町村等と連携して検討していきます。

第3項 地域公共交通事業

広い面積を有する南信州圏域において、自家用車の運転を行うことのできない生徒や高齢者が当地域で生活を続けるためには、公共交通（鉄道・バス・タクシー）の維持と改善により、圏域内を安全かつスムーズに移動できる環境づくりが重要です。またリニア中央新幹線の開業効果を地域全体に波及させるために、二次交通の側面を含めて地域公共交通システムの見直しや再構築を合わせて検討することが求められます。

当広域連合は、法定協議会としての南信州地域交通問題協議会の事務と事業を担当し、公共交通の運行を直接的に行う市町村や交通事業者の皆さん等と協議し、地域公共交通計画の策定や補助金の申請事務の他、公共交通を取り巻く様々な広域的課題に対応してきました。令和6年（2024年）6月には、長野県が長野県地域公共交通計画を策定し、広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持確保に関して、県も主体的に関わっていくことが示されました。当地域では、既に策定している南信州地域公共交通計画の内容が、県計画の南信州地域編に採り入れられています。今後は、県計画や関係者とのより密接な連携と協議により、公共交通のあり方の検討を隨時行っていく必要があります。

公共交通の利用者は、若年層特に中高生の人口減に伴い減少に向かうことが懸念されますが、増加する運転免許返納者に向けて、サービスの充実など利用拡大に向けた取組が求められます。また限られた人的資源を活用し、いかに地域公共交通を維持していくかについても地域全体で検討していく必要があります。このための具体的な対応として、以下の事業に取り組みます。

- ・リニア駅周辺整備へ向けた広域的利活用のための二次交通のあり方検討
- ・南信州圏域内の公共交通の維持にかかる事項（運転手確保・業務効率化の検討）
- ・各エリアでの路線見直しの支援（調査事業等含む）
- ・公共交通を利用しやすい環境づくりの推進

第4項 大学との連携による実証タウン構築

令和5年（2023年）12月に信州大学のアカア・リジェネレーション（ARG）分野の研究が、国の「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の採択を受けました。信州大学は、当地域においてARG分野の「研究拠点となる施設・設備の設置」や「研究成果を社会で活用するための先駆的モデルとなる実証タウンの形成」を目指すこととしています。

当地域では、これまで「航空機システム共同研究」や「ランドスケープ・プランニング共同研究」を実施し、「信州大学教職大学院・南信州サテライトキャンパス」の設置に協力するなど、信州大学と連携した取組を行ってきました。信州大学が当地域において「実証タウンの形成」を目指すこととなったこと

は、これまで地域を挙げた「大学があるまちの実現」に向けた、取組の成果であると言えます。

信州大学が目指す「実証タウン」は、「グリーンエネルギーの地産地消モデルの構築」であり、当広域連合が策定した「南信州リニア未来ビジョン」が描く地域の未来の絵姿と合致するものです。グリーンエネルギーの地産地消モデルでは、①グリーン水素を中心に、新エネルギーの用途開発、②地域の自治体や企業と協力したインフラ整備、③地域での環境意識の醸成、を行うとされており、行政、企業、住民がそれぞれの立場で連携して取り組むことが必要となります。地域で生み出されたエネルギーを無駄なく使うサプライチェーンが構築されれば、エネルギー供給のリスク低減と環境対応が実現し、リニア中央新幹線が形成する「日本中央回廊」において、存在感を示すことにもつながります。

山間部における水やエネルギーの安定的な確保、次世代技術による新産業の創出、脱炭素社会の実現を目指し、水・エネルギーの地産地消モデルを実現するため、信州大学と連携した実証タウンの構築を進めます。

第3節 計画的な施設等の維持と財源確保

当広域連合は、前身の飯伊広域行政組合の事務を引き継いで、平成11年(1999年)4月に発足しました。第3章第3節第3項で述べたとおり、基幹事務実施のため、ごみ処理施設、し尿処理施設、消防施設、産業と人材育成の拠点(エス・バード)、文化芸術活動支援施設と事務センター等、多くの施設を設置し維持管理を行っています。構成市町村では既に公共施設等総合管理計画を策定し、将来のまちづくりを見据える中で、公共施設等の長寿命化や適切な維持管理を検討しています。今後構成市町村の財政状況が一層厳しくなることが予測されている中、構成市町村からの負担金を主な財源とする当広域連合においても、施設の維持管理に必要な財源の確保は一層困難になると予想されます。更に人口減少や少子高齢化の進展等の社会状況変化により、新しい時代に即した施設のあり方についても検討していく必要があります。

こうしたことから、施設等の全体を把握し、長期的視点に立って更新、長寿命化等を計画的に行い、効率的・効果的に事務を実施するため、公共施設等総合管理計画の策定を行いました。またこの計画に基づき長期的な施設管理と財政負担を見通し、構成市町村の負担の平準化と軽減を図ります。

第1項 基本的な考え方

施設を維持していくためには、計画的に点検・診断等を行いながら改修計画を策定し、小規模な改修を積み重ねていくことでトータルコストの削減を行い、長寿命化対策を進めていく必要があります。建替えにあたっては、施設ごとの維持管理コスト等を踏まえ、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、積極的な活用も考慮し、構成市町村と十分に協議しながら検討することとします。

第2項 点検・診断等の実施方針

定期点検、計画的な点検・診断等を実施し、蓄積された履歴を効果的に活用することで、今後の維持修繕、管理に適切に反映し、継続的な施設運営に努めます。

第3項 維持管理・更新等の実施方針

施設の重要度、劣化状況に応じて修繕等の優先度を判断するとともに、従前の事後保全から計画的に修繕を行う予防保全を積極的に取り入れ、設備を含めた施設全体の長寿命化と経費の標準化を図ります。

第4項 長寿命化の実施方針

施設の状況を考慮し、事後保全から故障する前に計画的修繕を行う予防保全を取り入れ、設備を含めた施設全体の長寿命化を推進します。また、建替えについては、原則として耐用年数を経過した建物を対象としますが、既存施設の現状を勘案し、大規模改修に要する費用と建替えに要する費用を比較し、長寿命化に要するコストがかさむと見込まれる場合は最適な建替え方法を検討します。

第5項 統合や廃止に関する推進方針と4区分の方針

地域人口の高齢化及び減少が推測されるとともに、構成市町村における事務事業の広域化が順次拡大する傾向がある中、それに伴う施設の移管、維持、新設・更新などについて適切な対応が求められることが予測されます。そうしたことから、所管する施設等について施設別に4区分に分類します。

- ① 存続
- ② 複合化・集約
- ③ 民間活力の活用
- ④ 用途変更及び廃止

第5章 基幹事務事業

第5章では、南信州広域連合規約の第4条に規定された項目に従い、当広域連合が処理する事務の計画期間における方針等を示します。

第1節 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに 事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第3号】

(経緯)

当広域連合と下伊那土木振興会は、「南信地域広域道路ネットワーク計画検討委員会」での議論を基に、平成27年(2015年)度に「広域的な幹線道路網構想及び計画」をまとめました。長野県では令和3年(2021年)3月に、それまでの計画を見直し新たな「長野県広域道路交通計画」を策定しました。当広域連合では、「南信州リニア未来ビジョン」の中で、拠点間をつなぐ道路網の整備や交通の新機軸の構築を推進する目的で、「広域的な幹線道路網構想及び計画」の「南信州環状」と「南信州軸」を地域全体の方向性として確認しました。また、その整備を促進するために、国及び県に対する働きかけを、関係市町村や各事業の建設促進期成同盟会等と協力して行ってきました。

(現状と課題)

当地域は急峻な地形と脆弱な地質で形成されており、これまで国や県、市町村において整備改良が行われてきましたが、依然急勾配、急カーブ、幅員狭小によるすれ違い困難等、未改良箇所が多く残っている状況にあります。また、当地域においては、国の平均を上回る高齢化が進んでいることから、救急救命率向上のために医療施設への患者の迅速かつ安全な搬送を可能にする道路や、万一の災害に強い「命をつなぐ道」は、地域住民が安心安全に住み続けられるための基本的な社会基盤として欠くことができないものです。令和5年(2023年)には、広域的な幹線道路網構想及び計画で東部軸に位置づけられる、天竜川沿線5路線について、一体的な整備を促進するために、「南信州東部軸道路整備促進期成同盟会」が発足しました。

当地域では、リニア中央新幹線開業に向け、本線トンネルや橋梁等の工事が実施されるとともに、リニア関連道路整備や駅周辺の整備が進められています。このリニア中央新幹線の整備効果を長野県全体に波及させるためには、地域の交通体系との連携が不可欠です。

(今後の方針と施策)

リニア中央新幹線長野県駅(仮称)と地域をつなぐアクセス道路や、広域的な幹線道路網構想及び計画に基づく「南信州環状」と「南信州軸」を形成する道路の整備について、長野県南部国道連絡会や中部国道協会をはじめ、各期成同盟会等の活動に参加し、引き続き重点的な整備の要望を関係

機関へ実施していきます。

〈施 策〉

- 1 広域的な幹線道路網構想及び計画に基づく計画的でかつ効率的な整備を促進するため、国及び県に対する働きかけを、関係市町村及び各事業の建設促進期成同盟会等と協力して行います。
- 2 南信州リニア未来ビジョンや広域的な幹線道路網構想及び計画をさらに周知し、地域全体で共有します。
- 3 県及び関係市町村等は、構想及び計画に基づく計画的な道路整備を行います。

第2節 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第4号】

(経 緯)

当地域では、平成10年(1998年)3月に18市町村(市町村合併前数)と当広域連合が職員の相互派遣による研修の協定を締結し、他市町村の先進分野を積極的に学ぶことで、互いの行政サービスをレベルアップさせる効果を見込む人事交流を実施してきました。

また近年、小規模自治体を中心に専門職職員の確保が難しくなる状況があることから、令和5年(2023年)度からは行政保健師の共同採用試験を実施しています。

(現状と課題)

構成市町村と当広域連合の職員との相互派遣による研修については、広域連合職員のほとんどが構成市町村からの派遣で成り立っている状況(広域消防を除く)であり、小規模な自治体が多いことからも、相互にこれを行うことは難しい状況です。しかし構成市町村が効率的で適正な行政運営していくため、また地域の新たな課題などに迅速かつ柔軟に対応していくため、積極的な人事交流を行っていくことが必要だと考えます。

当地域で実施している共同採用試験については、小規模自治体への就職までにつながらないといった課題はありますが、一定数の受験者の確保はできており、引き続き共同採用試験等の取組を続けていく必要があります。また、これに加え県が小規模自治体に専門職職員を派遣するなど、県との人材の共同活用についても進めていく必要があると考えます。

また、職種によっては、圏域の状況に沿ったブロック単位の採用及びブロック単位内での人事異動、更には行政サービス提供の枠組みまで含めた連携を検討していく必要があります。

(今後の方針と施策)

市町村では専門職員を中心に職員を確保することが難しくなっていることから、職員共同採用試験

等の職員確保策に取り組みます。並行して、県との人材の共同活用について働きかけていきます。

当地域は、小規模自治体が多く、職員の体制や育成に制約があることから、人事交流等の取組を推進します。

＜施 策＞

- 1 職員共同採用試験を実施します。
- 2 専門職のブロック単位での職員採用や人事異動等について、ブロック単位で研究します。
- 3 広域連合及び構成市町村は、協力して職員の人事交流の推進を図ります。

第3節 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する 計画で、広域連携によって取り組むこととして 広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務 (産業振興と人材育成の拠点事業) 【広域連合規約第4条第1項第17号】

(経 緯)

当広域連合では、平成28年(2016年)度からリニア中央新幹線長野県駅(仮称)に近接する旧飯田工業高校施設を利活用し、高等教育機関や、試験、研究機関など新たな価値を作り出す機能が集積する研究開発の拠点、多様な主体が連携し地域にダイナミズムを創発する拠点となる施設の整備を進め、平成31年(2019年)1月に「産業振興と人材育成の拠点(通称:エス・バード)」を供用開始しました。

特に、航空機システムを中心とする新たな分野で地域産業における研究開発の動きを活発化させて、産業の高度化や高付加価値化を実現していく施設としてこれを位置付け、当地域産業の中核的支援機関である公益財団法人南信州・飯田産業センター(以下「産業センター」という。)を指定管理者に指定し、供用開始時から運営及び管理を行っています。

施設内には、航空機産業に欠かせない高度な環境試験機器を備えた「工業技術試験研究部門」や、企業の課題解決支援や国機関との橋渡しを行う「航空機産業支援サテライト部門」、航空機システムに特化した学びを提供する「信州大学航空機システム共同研究講座」や空間デザインを学ぶ「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」のほか、地元の食品製造業を支援するための「食品系試験室」などがあり、圏域内各産業分野の研究開発機能や横断連携の体制を整えています。

(現状と課題)

平成31年(2019年)1月の供用開始から施設の設置目的に沿った利活用並びに管理・運営が行われてきました。産業センターの移転と機能拡充により、令和元年(2019年)度の利用者数は急増し、幸先の良いスタートとなりましたが、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響による臨時閉館、催事や事業の中止、リモート会議の普及などにより、令和2年(2020年)度の利用者数は激減

することになりました。コロナ禍の利用者数の減少に伴う利用料収入の減少に加え、令和4年(2022年)度の電気料金の高騰により、エス・バードの管理・運営の収支が悪化したことから、指定管理料の見直しを行いました。

今後、施設を安定的に運営していくために、まずは産業センターの収益の改善を図る必要があります。コロナ禍以降、利用件数及び利用者数ともに増加している状況ではありますが、令和5年(2023年)度における利用件数の約4割が利用料金の減免対象となっているため、減免規程の見直しを検討するとともに、特に飯田工業技術試験研究所の運営経費については赤字決算が続いているため、民間事業者とのバランスを考慮し検査の実態に合わせた適正な測定料金を設定するなど、産業センター全体の収益に大きく影響を与える飯田工業技術試験研究所の収益の改善を図っていく必要があります。飯田工業技術試験研究所がISO/IEC17025認定試験所となったことから、今後は利用企業の信頼性の向上が図られ、機能強化のために整備した航空機環境試験機器の更なる活用が期待されています。

引き続き、指定管理者が収益の改善と民間のノウハウを活かしサービスの向上や管理コストの縮減を図ることにより、施設の安定的な施設運営を目指していく必要があります。

(今後の方針と施策)

信州大学が当地域において水循環、グリーン水素関連の実証タウンの形成に向けて取り組むこととなり、エス・バードへの研究スペースの確保と水素パネルの設置が予定されています。地域課題である山間部をはじめとする水やエネルギーの安定・持続的確保、脱炭素社会を実現する次世代エネルギー等の導入、次世代インフラによる新産業創出に向けて信州大学の技術等を核にARGコンソーシアムを形成し、水・エネルギーの地産地消モデル都市への取組を進めていきます。

リニア中央新幹線の開業を見据え、エス・バードを拠点とした産官学連携によるリーディング産業の創出や、新たな交流の中から地場産業の高度化、高付加価値化を進めるとともに、高等教育機関の設置を研究し、リニア中央新幹線の開業により形成される「ナレッジリンク(知の集積地)」の一翼を担う地域として教育環境の充実を図り、地域内外の若者が学ぶ価値のある地域を目指していきます。

＜施 策＞

- 1 エス・バードの設置目的に沿った適切かつ安定的な施設の管理及び運営を行います。
- 2 当地域の住民を含めた更なる認知度の向上と地元産業界と連携した施設の利用促進に努めます。
- 3 リニア中央新幹線の開業を見据え、エス・バードの機能強化を図ります。
- 4 信州大学航空機システム共同研究講座をベースに取り組む「信州大学次世代空モビリティシステム共同研究講座」と「信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座」への支援を行います。
- 5 信州大学の水循環、グリーン水素関連の実証タウン形成に向けた取組への協力・支援を行います。

第4節 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、 管理及び運営に関する事務 (文化芸術活動支援センター事業)

【広域連合規約第4条第1項第18号】

(経 緯)

当広域連合は、地域住民の利便性の向上を図るため、平成24年(2012年)7月から長野県及び長野県警察本部に対し(仮称)南信運転免許センターの設置について要望活動を行ってきましたが、令和4年(2022年)10月に長野県警察本部から(仮称)南信運転免許センターを飯田警察署の改築とあわせて設置することとし、設置場所については、現在の飯田警察署及び隣接する風越公園付近への建設が最善であることが表明され、同時に当地域の文化芸術活動の拠点としての役割を果たしてきた飯田創造館を閉館するとの意向が示されました。

これまで地域全体で要望してきた運転免許センターの設置を確実に進めるためには、飯田創造館閉館への対応を図ることが必要であることに加え、飯田創造館閉館に伴い活動の継続が難しくなる分野があることから、当広域連合として新たな活動の場を確保することとしました。しかし文化芸術活動の支援は、当広域連合が処理する共同事務には含まれていないため、広域連合規約の改正手続きを行い、県から変更許可を受けました。

令和6年(2024年)度に長野県からの支援を受け、旧地場産業センターと周辺施設の整備改修工事を行い、新たな文化芸術活動支援施設等の管理・運営業務に対応するため、当広域連合事務局総務課の事務室を令和7年(2025年)3月に同施設内へ移転することとしました。

(現状と課題)

飯田創造館は、長野県文化振興事業団が指定管理者となり専門職員が利用団体の活動支援を行ってきましたが、南信州広域連合が整備する施設は、あくまでも公の施設として活動の場を提供するものであり、利用団体が主体的に活動していただくことを想定しているため、新たな施設利用においては利用団体の理解と協力が課題となっています。

令和6年(2024年)度に設置条例等を制定し、施設利用に関するルールに基づいた管理・運営体制の整備を行いました。

(今後の方針と施策)

地域住民の文化芸術活動の場と次世代の文化芸術活動の担い手を育成することを目的として文化芸術活動支援施設を設置するため、定期的に文化芸術活動施設運営協議会を開催し、施設の設置目的に沿った取組を推進していきます。

＜施 策＞

- 1 設置目的に沿った文化芸術活動支援施設の管理及び運営を行います。
- 2 定期的に文化芸術活動支援施設運営協議会を開催します。
- 3 次世代の文化芸術活動の担い手を育成する場を提供します。

第5節 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務【広域連合規約第4条第1項第9号】

(経 緯)

当地域の一体的な地域づくりを推進するために、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な事項について、当広域連合において調査研究を行うこととしています。これまでに、消防の広域化、高校改革、高等教育機関設置、看護職員等の確保など、その時々の地域課題について調査研究に取り組んできました。また、信州大学、名古屋大学、愛知大学及び、國學院大學などの大学との共同研究・連携も進めてきました。

(現状と課題)

多様化する行政ニーズや市町村の枠を越えた課題に加え、各市町村でのマンパワー不足などから、広域的な視点で取り組むことが必要な事項は、今後ますます増加すると予想されます。少子高齢化や人口減少、財政難といった困難な状況の中で、当地域がそれぞれの特性を活かしながら一体的に発展していくためには、広域的課題について様々な視点から調査研究を行うことが必要です。

今後の一體的な地域づくりのために、当広域連合が地域の政策課題の解決に関わっていくことが必要ですが、調査研究を進める中で、具体的な問題解決については、広域連合での取組のほか、定住自立構想での手法や、より広域的な課題に対しては国や県による対応、行政によらず住民団体などの取組などが望ましい場合もあります。それぞれの案件について、様々な選択肢の中から、最適な取組方法を慎重に決定していく必要があります。

(今後の方針と施策)

当広域連合は将来のあるべき地域像を実現し、南信州の一體的な地域づくりを推進していくために、広域的な地域政策を担っていきます。そのために他地域の先進的な事例について情報収集することや、様々な大学や有識者等の力を借りながら地域の広域的な課題について、調査研究を行います。また、課題の中で特に重要性や緊急性の高いものについては、広域連合の調査研究プロジェクトとして位置づけ、関係者の協力を得ながら調査研究等、課題解決に向けた取組を行います。取組の際には必要な人員を確保し、事業の財源としては、広域振興基金の運用益等を活用していきます。

第4次広域計画(後期計画)の期間に取組んできた以下のプロジェクトに引き続き取り組むとともに、新たな課題に対する検討を行っていきます。

1 景観形成プロジェクト

南信州広域連合では、南信州全体の景観保全等を検討するために構成市町村及び長野県と共に担当者会議を開催してきました。現状把握と改善のために「不要、危険、意味がない等の看板の調査」を各市町村で実施し、調査結果と対応状況を継続的に把握するなどの活動を行ってきました。令和2年(2020年)度には修景指針を策定しましたが、数値基準等がないため、具体的な運用にまでは繋がっていないのが現状です。

長野県では令和7年(2025年)度にかけて、長野県景観育成計画の改定が予定され、広域的な視点から区分したエリアに応じた景観育成指針を示すことが計画されています。また飯田市では、リニア長野県駅(仮称)及びその近郊における「景観のあり方(考え方)」として、令和6年3月に「リニア駅周辺 環境・景観配慮指針(案)たたき台」を公表し、住民等の意見を取り入れながら、広域的な景観形成の主体である長野県と連携して、その策定を進めています。こうした状況を踏まえ、これらの動向を確認しながら、構成市町村間での調整等について必要な取組を行っていきます。

2 ご当地ナンバー推進プロジェクト

「ご当地ナンバー」とは地域振興等を目的として、自動車のナンバープレートに表示される地域名を新たな地域名に変更し、地域にちなんだ図柄を導入する制度です。国土交通省が、新たなご当地ナンバーの募集を開始したことを受け、当広域連合では、圏域の地域名を表示した新しいご当地ナンバーの実現を目指す取組を行ってきました。

令和7年(2025年)5月頃には、「南信州」ナンバーの交付が始まる予定となっています。フルカラー版の地方版図柄入りナンバープレートの交付を申請した場合には、地域振興等に活用するための寄付金納付がされることから、その寄付金の活用にむけた協議会を設置し、運営等を行っていきます。

3 アリーナ機能を中心とする複合施設検討

平成27年(2015年)に策定した第4次広域計画(基本構想・基本計画)において、リニア開業に向けて望まれるインフラとしてコンベンションセンターやスポーツ施設を検討することとしました。コンサルタント会社への委託による調査や検討委員会による検討作業を行い、「アリーナ機能を中心とする複合施設」のイメージを集約しましたが、施設の建設・運営については、公設公営方式は難しいこと、地域の負担が過大とならない配慮が必要なことなどから、引き続き検討を行うとともに、地域の機運の醸成を図ることが必要となっています。

当地域の望むべき将来像の共有のために南信州広域連合が策定した「南信州リニア未来ビジョン」を基に、関係機関や住民との協議やビジョンの見直しを行いながら、リニア開通効果を地域振興に活かすための新施設についての検討を続けていきます。

第6節 広域行政の推進に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第1号】

(経 緯)

当地域は、古くから文化的、経済的及び社会的なつながりを持った一つの生活圏を形づくり、住民間の交流ばかりでなく、行政においても市町村が連携して一体性を育んできました。広域行政については、第3章第2節に記述したとおりの経過を経て、現在の形になっていますが、当広域連合では、いわゆる「持ち寄り事務」の他に時々における広域的な課題に関する協議を行い、必要な対応を行っています。

(現状と課題)

基礎自治体が所管する行政サービスは、構成市町村で行うことが基本ですが、市町村の枠を超えて取り組むことが、地域住民にとってサービスの向上につながり、また行政にとってもより効率的で効果的に行える場合があります。広域連合では、これを共同事務として担当していますが、二重行政を避けるために広域連合の共同事務に位置付けられた事業は、制度上は構成市町村の権限から除かれることとなります。しかしながら、広域的な行政課題の中には、県、市町村、広域連合がそれぞれの特徴を生かしながら連携して取り組むことが有効な対応策となる場合があります。

こうした事業等を当広域連合では、「広域行政の推進に係る事業」とし、地域課題への対応を図っていきます。ただし、広域的な行政課題への対応は一部事務組合や定住自立圏など様々な枠組みによることが可能であることから、最も効率的で有効な手法を選択することが重要となります。

(今後の方針と施策)

地域の自主性と創意工夫を活かした一体的な地域づくりを進めるためには、伝統文化の継承、医療や介護、住みやすい環境を次世代に残していくことなど、様々な分野で県や関係市町村と広域連合などが役割分担を行いながら、地域住民が豊かで充実した生活を送れる地域づくりを推進することが必要です。

当広域連合では、以下の取組を既に行っていますが、こうした事業を継続して実施するとともに、新たな地域課題についても協議を行い、必要な対応を図ります。

1 民俗芸能保存継承事業

南信州は、豊かな自然に育まれた生活の中から生まれた多くの民俗芸能が存在し、「民俗芸能の宝庫」と言われています。当広域連合は継承団体及び長野県と連携し、それらの民俗芸能を維持・継承するために、平成27年(2015年)度より南信州民俗芸能継承推進協議会を立ち上げ、保存・継承のために様々な活動をしてきました。

当地域の民俗芸能を応援していただける企業等と支援に関する協定を結び(南信州民俗芸能パートナー企業)、保存会と企業とのつながりを構築するとともに、住民への啓発として南信州民俗芸能

ファンクラブを設立して、地域内外の住民による民俗芸能の支援・継続のための活動を目指してきました。その他、継承団体で組織する伊那谷民俗芸能団体連絡協議会の事務局も務めています。

今後も継続的に事業を推進し、各継承団体はもちろん、地域住民や市町村等と協働しながら地域全体での保存・継承のため機運を高めるとともに、将来に向けた当地域の民俗芸能の保存・継承のために必要な事業を行っていきます。

2 環境マネジメント事業

当広域連合は、平成13年(2001年)より、「南信州いいむす21」の取組を進めています。「南信州いいむす21」は当広域連合管内の事業所を対象とした地域独自の環境マネジメントシステムであり、身近な環境改善に取り組もうとする事業所に対して、取組の目安となる項目と内容を示したものです。事業所の取組状況を地域ぐるみ環境ISO研究会が確認し、その結果を基に当広域連合が判定及び登録証の発行を行っています。

さらには、国際標準化機構ISOが定めるPDCAサイクルによるISO 14001を目指す企業に対しては、「ISO 14001 南信州宣言」として、事業所で構築・運用している環境マネジメントシステムについて、ISO14001との適合を事業所が自己適合宣言し、その宣言に対して、南信州広域連合及び地域ぐるみ環境 ISO 研究会がISO14001南信州宣言の適合宣言書を交付する取組を行っています。

3 在宅医療・介護連携推進事業

国は団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するとし、地域における医療・介護に係する機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要と唱えています。

在宅医療・介護連携の推進は、飯田下伊那地域にとって欠くことのできない取組であり、広域的な対応が必要との判断から飯田医師会をはじめ関係するすべての機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築するため、当広域連合が事務局となって「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」が平成28年(2016年)4月に設立されました。この協議会では、國の方針に沿って8つの事業項目を掲げ、実動の専門部会・小委員会やワーキンググループ等の検討組織を設けて課題解決に向けた取組を行っています。

4 飯田下伊那診療情報連携システム運営事業

飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]は、医療患者への質の高い医療の提供、投薬・検査の重複回避による負担軽減、救急医療への対応、急性期医療、回復期医療、慢性期医療など役割分担の推進、医療と介護の円滑な連携・連絡などのメリットがあることから、平成21年(2009年)度に飯田市立病院を中心に導入され、平成23年(2011年)12月には情報開示の6病院で運用を開始しました。平成28年(2016年)4月、南信州在宅医療・介護連携推進協議会の設立に合わせて2病院が新たに加わ

り、当広域連合が事業主体となって安定的な運用や実績の検証、問題点の協議・解決法を検討するため、飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]運営小委員会を同協議会内に設置しました。

現在ism-Linkは、病院をはじめ診療所、歯科診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護関係事業所など多職種が参加し医師以外にも利用が広がっています。近年は歯科診療所、介護関係事業所の参加が増加傾向にあり、圏域内における医療と介護の連携を推進して地域包括ケアシステムを構築し、住民の福祉の向上を図るための一翼を担っています。

令和7年(2025年)度のism-Linkのシステム更新時には厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に沿った対応が求められており、安全安心な管理の下で多くの施設が参加し、幅広く利用されるよう努めてまいります。

また、政府は現行のマイナポータルが行う医療保険情報提供のサービスを拡充し、電子カルテ情報を医療機関や患者本人がどこでも閲覧・共有することが可能なシステムの開発に着手していることから、今後の医療情報連携への対応を注視するとともに、当地域の地域包括ケアシステムをさらに推進するためのツールを研究してまいります。

5 看護師等確保対策修学資金貸与事業

当地域における看護師等人材の不足に対応し定着を図るため、平成29年(2017年)4月から看護師等確保対策修学資金貸与事業を開始しました。修学生の決定は、選考審査会要綱によって選出された審査委員(当広域連合の医療福祉専門部会に所属する町村長のほか、飯田医師会・飯伊地区包括医療協議会・長野県看護協会飯田支部の各代表者、広域連合副管理者、広域連合事務局長及び次長)が選考基準に則して厳正に審査を行い、毎年10名程度の修学生を決定しています。

事業が始まって8年が経過し、今後は看護師等の養成施設を卒業して地元医療機関等へ就職し、5年経過による修学資金の返還免除の適用を受ける修学生が増加する見込みとなっており、本事業が所期の目的を果たしつつあることが伺えます。これまで貸与予定者数を下回ることなく申込がありましたが、少子化による影響が予想されるため、適切な修学生数や貸与金額のほか安定的な財源確保、圏域内の就職先の均衡に配慮し定期的な検証を行い、時宜を捉えて制度の見直しを図ってまいります。

第7節 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第6号】

(経緯)

平成12年(2000年)4月から施行された介護保険法に伴い、保険者としての市町村の業務のうち、当広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担っています。

介護認定審査会の運営をはじめとする介護認定事務は、介護保険制度の根幹をなすもので、当広域連合で共同事務を行うことにより、専門分野からの委員の確保や公平、公正な審査、経費等の削減が図られています。

審査会体制は、当初16合議体80人で発足しましたが、審査対象者実績や地域による医師不足の対

応により、現在は13合議体58人体制で飯田市、高森町、阿南町を会場として審査会を行っています。

(現状と課題)

これまでの介護保険制度の改正により、認定有効期間の判断は最大48か月まで延長が可能となりました。加えて新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、従来の期間に新たに12か月までの範囲で有効期間の合算が行われたことから、更新対象者が先送りされ近年の審査件数は減少傾向にあります。

高齢者人口の推移は2019年から減少傾向にありますが、高齢化率は2040年頃まで上昇傾向にあることから、法改正の影響による審査件数の状況や将来の高齢者人口への対応を踏まえ、適正な審査委員数及び合議体数について検討する必要があります。

一方、審査においては、認定調査員の特記事項や主治医意見書の記載を基に習熟した議論が求められるため、認定調査員、審査委員ともに負担が大きくなっています。引き続き、公平・公正・適正な審査を行うため、合議体議長会や認定調査員研修を通じ、判断基準の統一化、平準化を図るとともに、認定調査員の事務負担軽減のための研究や審査の効率性の向上に向けた取組を進める必要があります。

また、自治体DXの一環として、審査委員を会場に招集する対面審査のほかに、新型コロナウイルスの感染予防対策として始めたオンライン会議ツールを活用したりモート審査の併用や審査資料のペーパーレス化に取組、委員の移動における負担軽減や審査の効率性向上に向けた取組を進めています。また、国が進めている自治体システムの標準化に対応するため、当広域連合が運用する要介護認定支援システムを標準化システムとして新たに構築し、移行期限までに市町村に配備し、安定した介護認定事務を行う必要があります。

(今後の方針と施策)

公平・公正・適正な審査を行うため、医療、保健、福祉の各専門分野からの審査委員の確保と持続可能な審査運営のための適正な合議体配置に努めます。

また、合議体議長会や認定調査員研修を通じ、判断基準の統一化、平準化、認識の共有化を図るとともに、デジタル技術を活用した認定調査員の事務負担軽減の検討や審査の効率性の向上に向けた取組を進めていきます。

過去5年間の介護認定審査会判定状況 (件)

また、構成市町村と連携し標準化に対応した要介護認定支援システムの導入を円滑に進め、本格稼働後の適正な管理・運用に取り組みます。

	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度
非該当	8	6	4	7	5
要支援1	611	582	471	503	490
要支援2	693	794	620	626	541
要介護1	1,653	1,573	1,554	1,505	1,465
要介護2	1,321	1,290	1,323	1,264	1,161
要介護3	1,190	1,090	1,117	1,057	1,032
要介護4	1,203	1,018	1,135	1,127	1,022
要介護5	1,092	898	1,052	1,109	967
再調査	1	0	1	0	5
合計	7,772	7,251	7,277	7,198	6,688

第8節 市町村審査会(障害支援区分に係る審査)の設置及び運営に関する事務【広域連合規約第4条第1項第7号】

(経緯)

平成18年(2006年)4月に施行された障害者自立支援法に伴い、障がい者が地域において自立した生活が送れるよう、市町村は障がい者に必要なサービスに係る給付、支援を行うこととなりました。市町村は、そのサービスの種類や量などを決定するための障害程度区分の判定等を行う市町村審査会の設置が必要となり、その事務を共同事務として当広域連合が担うこととなりました。

また、平成25年(2013年)に施行された障害者総合支援法により、障害支援区分の認定方法等が変更されましたが、研修の実施などにより審査委員及び認定調査員による公平、公正な審査を引き続き行っています。

審査会体制は、発足当時から4合議体20人体制で行っています。

(現状と課題)

身体障がい、知的障がい、精神障がいに対する審査を行う市町村審査会では、精神科医師等の専門医の所属が不可欠であり、適切な区分を判定するため、関係機関の協力のもと専門医確保に努める必要があります。

審査においては、認定調査員の特記事項や主治医意見書の記載を基に習熟した議論が求められるため、認定調査員、審査委員ともに負担が大きくなっています。公平・公正・適正な審査を行うため、継続的な研修を実施し、判断基準の統一化、平準化を図る必要があります。

また、自治体DXの一環として、委員を招集する対面審査のほかに、新型コロナウイルスの感染予防対策として始めたオンライン会議ツールを活用したりモート審査を併用し、委員の移動における負担軽減の一助として継続的に取り組んでいます。

(今後の方針と施策)

医療、保健、福祉の各専門分野からの委員の確保に努めます。

認定調査員研修等を通じ、判断基準の統一化、平準化、認識の共有化を図り、審査会の適切な運営に努めています。

デジタル技術を活用した審査の効率化の研究を進めています。

過去5年間の市町村審査会判定状況

(件)

	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度
非該当	0	0	0	0	0
区分1	4	2	2	4	12
区分2	41	64	64	56	81
区分3	52	66	91	59	59
区分4	70	53	60	64	64
区分5	53	45	49	64	52
区分6	78	64	86	86	60
再調査	1	0	0	2	0
支給要否	0	4	1	3	2
合計	299	298	353	338	330

第9節 養護老人ホーム入所判定委員会及び 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の 設置並びに運営に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第11号】

(経 緯)

市町村が、環境上・経済上の理由により居宅で生活ができない高齢者を養護老人ホームに措置するためには、医師(精神科)を含んだ入所判定委員会を設置し養護老人ホームへの入所判定を行う必要があります。

当広域連合では、この入所判定に係る事務を担い、圏域に所在する4施設の入所調整を行っています。

また、特別養護老人ホームの入所は、介護保険制度が始まる前の措置の時代から、施設の入所申込を当広域連合の前身である飯伊広域行政組合がまとめて受け付けていました。この入所調整に係る事務は、平成11年(1999年)度に当広域連合が発足される際に、飯伊広域行政組合より引き継ぎ、申込の受付から入所調整までを行っています。

(現状と課題)

養護老人ホームでは、南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会が養護老人ホームへの入所の要否を判定し、圏域に所在する4施設の入所調整を行っていますが、介護保険制度等の普及に伴う在宅・施設サービスの多様化により、措置施設の空床が継続して発生しており、施設の経営に影響を与える状況が続いている。

地域の重要な資源のひとつである養護老人ホームの経営を維持するため、迅速な施設入所による待機者の減少や、適正な措置入所の推進を改めて市町村に働きかけるとともに、施設の有効的な活用方法の検討を進める必要があります。

特別養護老人ホームでは、南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会が、待機者の順位を判定し入所調整を行っています。令和4年(2022年)12月に、介護者の状況や身体機能・認知機能を踏まえた入所順位判定基準の見直しを実施し、公平・公正な判定となるように努めています。

(今後の方針と施策)

養護老人ホームの入所措置及び特別養護老人ホームの入所調整が円滑に行えるよう、関係機関と連携を図るとともに、老人福祉法や介護保険制度等の動向を注視し、入所基準の変更等に適切に対応していきます。

また、特別養護老人ホームの入所調整方法の見直しについて検討を進めます。

過去5年間の入所判定等件数(各年度末)

養護老人ホーム					
	令和元年 (2019年度)	令和2年 (2020年度)	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)
申込件数	28	40	41	39	43
入所件数	25	36	38	34	32
待機者数	9	9	11	14	21

特別養護老人ホーム					
	令和元年 (2019年度)	令和2年 (2020年度)	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)
判定件数	534	523	544	625	663
入所件数	219	183	210	232	268
待機者数	515	556	548	591	578

第10節 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務【広域連合規約第4条第1項第8号】

(経緯)

平成18年(2006年)4月に施行された障害者自立支援法に伴い、地域生活支援事業のうち、障がい者の相談支援は市町村が行う事業として位置付けられました。小規模町村では障がい種別ごとに専門員を個別に配置して事業を実施することが困難であることから、平成19年(2007年)4月から当広域連合が共同事務として相談支援事業を行うこととなりました。その後、平成25年(2013年)に障害者総合支援法が施行されましたが、相談支援事業の位置付けに変更はなかったため、引き続き当広域連合が事業を担い、より専門性を必要とする相談支援事業は、常時専門職員を配置する事業者に委託し、支援を必要とする方への相談体制を整備しています。

また、平成30年(2018年)度から取り組んだ地域生活拠点整備事業では、新たな拠点となる建物を作るのではなく、今ある社会資源を活用していく体制の強化により対応していくこととしました。委託先にコーディネーターを配置し、24時間365日対応可能な支援体制を整えています。

一方で、市町村における障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす自立支援協議会を平成19年(2007年)2月に設置しています。地域の関係者が集まり具体的な課題を共有し協議を深めるため、専門部会(「くらし部会」、「人材育成部会」、「こども部会」、「仕事部会」、「権利擁護部会」)を設け、能力向上を含めた事業を進めています。

(現状と課題)

年々、障がい児・者ともに相談対象者や相談件数、困難事例が増加していることや、相談事業者の機能強化や相談体制の充実、人材確保・育成等について課題が増えています。

一方、令和6年(2024年)4月に障害者総合支援法改正法が施行され、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となりました。基

幹相談支援センターには、現在行っている相談支援事業のほかに、地域の相談支援体制の強化や自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組を総合的に行うこと等が求められていますが、人材不足や建物等の課題から基幹相談支援センターの設置には十分な検討時間が必要です。

障がい児・者を年齢にかかわらず一元的に支援し、当圏域の相談支援の中核となる効率的かつ安定的な、基幹相談センターの設置に向けた検討を進める必要があります。

(今後の方針と施策)

障がい者の一般的な相談に、迅速で適切に対応できる相談体制を維持するため、委託事業者と市町村の相談窓口との連携を図ります。

地域の相談支援の中核的な役割を担い、こどもから大人まで総合的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を関係機関と進めていきます。

また、地域の障がい福祉の向上を図るため、県、市町村、関係機関が参加する南信州広域連合自立支援協議会の運営を引き続き行います。

過去5年間の障がい者相談状況

(件)

相談支援種別	令和元年 (2019年度)	令和2年 (2020年度)	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)
全般に関する連絡調整	404	221	431	494	495
身体障がい者	2,909	2,787	4,225	3,108	2,907
知的障がい者	2,742	3,196	3,098	4,360	4,305
精神障がい者	3,888	4,040	3,373	3,824	3,801
地域生活支援拠点整備事業	236	243	255	317	278
障がい児	4,563	4,669	5,395	5,771	6,375
合 計	14,742	15,156	16,777	17,874	18,161

第11節 広域的な障がい者支援に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第12号】

(経 緯)

当圏域には、日常生活を営むため人工呼吸器など医療を要する状態にある障がい児・者や、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい者(以下、「医療的ケア児等」という。)が利用できる、生活介護及び短期入所並びに居住系サービス(施設入所支援・共同生活援助)を提供する事業所は少なく、医療型の長期入所施設はありません。こうしたことから、圏域に暮らす医療的ケア児等の実態把握、災害時における支援対策等の課題がありました。

また、令和3年(2021年)度から医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことを受け、長野県の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3年(2021年)度)～令和5年(2023年)度))の飯伊圏域の成果目標に、医療的ケア児等コーディネーターの配置が掲げられました。これらの課題は、南信州広域連合自立支援協議会の専門部会である、「くらし部会」の「医ケア・

重心・身体チーム」で地域課題として協議され、医療的ケア児等コーディネーターの配置の要望がまとめられました。

これを受け、市町村と関係機関で協議を進め、これまでにも圏域全体の医療的ケア児等の支援に関わってきた、飯田市こども発達センターひまわりに令和6年(2024年)4月から「医療的ケア児等総合支援事業」として業務を委託し、医療的ケア児等コーディネーターの配置を行っています。

(現状と課題)

医療的ケア児等を総合的に支援するため、飯田市こども発達センターひまわりに令和6年(2024年)4月から医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る業務を委託しています。

現在、週2日及び週3日勤務の医ケア児等コーディネーターが1名ずつ配置されました。圏域の医療的ケア児等の実態把握と台帳の整備、退院後の在宅療育移行に向けた地域の支援チーム作り、就園・就学時の関係機関のつなぎと体制整備、障がい福祉サービス利用に向けた相談支援専門員との連携、災害対策、個別支援計画作成等の業務を、関係機関と連携し推進していきます。

(今後の方針と施策)

支援を必要とする当事者及び家族の相談に、迅速で適切に対応できる相談体制を整えます。

医療的ケア児等の実態把握・台帳整備を元に圏域の課題を把握し、医療的ケア児等の当事者とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

第12節 広域防災計画(広域的な防災の取組)の実施に必要な連絡調整に関する事務【広域連合規約第4条第1項第5号】

(経 緯)

当地域では災害に関する自然条件、道路・鉄道等の生活基盤の一体感から災害対応について地域の市町村が共同事務として処理することとなり、当広域連合として平成8年(1996年)度から平成10年(1998年)度までの3か年をかけて広域防災計画(広域防災マスタープラン)を策定しました。この広域防災計画を基本として各市町村の地域防災計画が策定され、これにより地域の市町村における防災対策の共同的かつ計画的な推進目標が明確となりました。

また、市町村との災害時消防相互応援協定が締結されたことにより、災害時における地域の市町村と飯田広域消防との連携体制の更なる強化が図られました。これまでに当地域内の市町村と他地域の地方公共団体及びその他団体との間で以下の災害時応援協定等を締結しています。

- ・長野県消防相互応援協定 (平成8年(1996年)2月14日締結)
- ・三遠南信災害時相互応援協定 (平成8年(1996年)6月27日締結)
- ・災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那特定郵便局との応援協定 (平成9年(1997年)8月25日)

- ・災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書(平成12年(2000年)1月20日)
- ・災害時医療救護協定 (平成15年(2003年)11月1日)
- ・南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定(平成18年(2006年)12月21日)
- ・災害時における避難施設等の被災調査に関する協定書(令和3年(2021年)3月16日)

(現状と課題)

停電、通信断絶、道路交通の断絶、孤立集落の発生により被害状況把握の遅れ、救急救助活動の遅れ、物資輸送の困難などをもたらした令和6年(2024年)能登半島地震を教訓に、当地域全体に被害が及ぶ南海トラフ地震、伊那谷断層帯の地震、豪雨災害等に備えるために、当広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定することが必要になっています。また飯伊地区包括医療協議会が策定した「大規模災害医療救護計画」が改訂されたことから、これに基づき市町村の地域防災計画を見直す必要があります。

さらに、災害時の相互応援協定及び関係市町村の地域防災計画が有効に機能するため、平常時から当広域連合及び各市町村の連携を強化するとともに、当地域に住む人々、また当地域を訪れる人々が、安心して暮せる地域とするために、当地域が一丸となって災害に強い地域づくりに取り組む必要があります。

(今後の方針と施策)

当地域の防災対策を市町村が共同して取り組むために、広域的な災害に関連した地域防災計画の実施に係る連絡調整を必要に応じて行います。

また、必要な役場へ消防職員を派遣し災害対応に当たるほか、関係市町村が連携した訓練を行い平常時から防災に関する相互協力を努め、災害に備えます。

大規模広域災害において被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があるため、住民が主体となる自助、共助が重要となります。そのためにも、地域の防災リーダーである消防団を中心とした自主防災組織の充実を支援し、消防団と協働して災害に強い地域づくりのために、地域連携の取組を強化していきます。

＜施 策＞

1 広域防災計画(広域的な防災の取組)等の見直し・策定

防災計画に基づく、必要な措置を講じます。また、当地域全体に被害が及ぶ地震や豪雨災害等に際し、消防職員によるリエゾン等人的支援のほか、当広域連合がとるべき対応方針やその手順を研究します。

2 広域的な防災対策に関する連絡調整

地域防災計画及び相互応援協定の締結及び実施に係る連絡調整を行い、必要に応じて防災対策に関する情報共有を行います。

3 市町村連携及び訓練

消防機関の現場到着までに長時間をする地区の役場へ消防職員を派遣し、災害対応及び広域防災対策についての調査研究に当たり、共同防災訓練を実施します。

4 地域防災力の充実強化と次世代育成

消防団と協働での訓練研修を継続するほか、地域へ出向いての防火講話を通じて火災による犠牲者の撲滅を目指します。また、予防行政を進め、広大な管轄地域における行政手続きの利便性向上に向けた各種申請の電子化を検討していきます。

次世代育成としては、学校や地域における防災教育を始めとした防災意識の啓発を行うとともに、消防職場環境の改善により将来の消防職員保持に努めます。

第13節 消防に関する事務 (消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く) 【広域連合規約第4条第1項第10号】

(経 緯)

昭和23年(1948年)3月に消防組織法が施行、自治体消防制度が発足し消防事務を市町村が担うこととなりました。管内では、同時に飯田市消防本部・消防署が設立、その後、第3章第2節第1項に記述の組織の変遷を経て、南信州全域を1消防本部、4消防署、6分署をもって、住民の生命、身体及び財産を守っています。

(現状と課題)

住民の安全安心の確保は、行政の根幹であり、当地域をより一層多様で魅力あふれる地域とし、「多地域居住の推進」へと進めていくためには欠くことのできない要素でもあります。当地域は、雄大な山々に囲まれ、中央を南北に流れる天竜川沿いに飯田市などを中心とした平野部が広がり、地域内は峠や谷で隔てられて小規模な集落が点在している状況が多く見られます。

また、将来リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の全線開通を見据えると、利便性の向上、交流人口の増加、新たな産業振興などの環境変化が予想されることから、新たに起こり得る災害にも対応する必要があります。

こうした地域特性を持ち、広大な管轄面積を抱えていることから現状の消防力では、住民の十分な安全安心の確保が難しいため、体制の工夫や独特的の消防活動の手法を探求しつつ、組織の見直しも含めた消防力の充実強化が必要となります。

(今後の方針と施策)

地震が頻発している昨今、とりわけ当地域では南海トラフ地震や伊那谷断層帯の地震発生時の被

害が懸念され、こうした大地震発生時は多様な被災事象が大規模かつ同時に発生し、その影響が全国へと波及していきます。この様な事態にあっても適切に住民の生命・身体・財産を守るため、職員定数見直しを含めた消防力の充実を図るとともに、消防施設や車両等の維持・整備を計画的に進めながら、訓練体制及び活動マニュアルの見直しを図ります。また、木曽広域消防本部と指令業務の共同運用により、119番通報の受付及び災害出動を広域的に処理し、最新のシステムで消防業務管理のデジタル化を図ります。対外的には、多様な団体・組織と連携協力して総合的かつ実践的な災害対応力を強化します。

<施 策>

1 災害対応力の充実強化

当地域の消防防災力を高めるため職員定数の増員を含めた組織の見直し(令和8年度)を行うとともに、各種機関・団体等と連携しながら高度な現場活動要領を研究し、消防活動のDXにも視野を広げながら、迅速かつ的確な消防・救助・救急活動の充実を図ります。

2 消防施設等の維持及び整備

消防施設(庁舎等)の長寿命化及び建替え整備のほか、消防車両や活動資機材の計画的な更新整備及び適正な維持管理を行います。

主な事業計画

- ・高森消防署新庁舎建設(令和7年(2025年)度竣工)
- ・阿南消防署及び同署平谷分署新庁舎建設(令和9年(2027年)度以降)

3 消防通信指令体制の整備

木曽広域消防本部と指令システム(119番通報の受付・出動指令)の共同運用体制(令和8年(2026年)度運用開始)とともに通信環境を整備し、指令員の災害対応マニュアルの作成や消防業務システムの構築を行います。

第14節 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 により、広域連合が処理することとされた事務 【広域連合規約第4条第1項第16号】

(経 緯)

「知事の権限に属する事務の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)」により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務について、平成11年(1999年)長野県から権限が委譲されました。

- ①火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること
- ②液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

(現状と課題)

火薬類の譲渡、譲受及び消費許可等に関しては、4消防署及び2分署(平谷分署及び和田分署)で申請の受理及び許可事務処理を行い、立入検査は4消防署及び6分署の全てで行っています。

液化石油ガス設備工事の届出に関しては、4消防署及び6分署の全てで届出の受理を行い、関する事務処理は4消防署において行っています。

(今後の方針と施策)

広域連合が処理することとされた事項については、身近な消防行政機関で許可等を行い、住民サービスの向上を図ります。

地方分権の進展により、今後も国・県からの権限移譲が行われる可能性があります。

長野県も「地域のことは地域で解決することができるような仕組みを築いていく必要がある」としており、地域の発展と住民サービスの向上を考慮し、必要な権限委譲を受け入れる検討を行っていきます。

＜施 策＞

1 適正な審査及び許可業務の実施

- ア 火薬類の譲渡及び消費許可に関すること
- イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

2 地域の発展と住民サービスの向上のための必要な権限の調査研究

第15節 ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び事業の実施に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第13号】

(経 緯)

当広域連合では、平成25年(2013年)に策定した「次期ごみ処理施設整備構想」を基に、関係法令の趣旨に沿って、ごみの減量化や分別、再生利用、化石燃料消費の抑制、発生する熱エネルギーの有効利用等を目指す姿として掲げ、施設整備を進めてきました。安全で安定した施設の運転を確保し、環境基準が確実にクリアされることを基本として、稲葉クリーンセンターを平成29年(2017年)12月に竣工しました。また長期的な視点に立ち、市町村の計画に則した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築とごみの適正処理のために、ごみの減量化・再資源化対策を推進しています。

こうした中、各市町村と連携し、ごみの発生・排出抑制をはじめとするごみ減量化を推進するため、環境学習講座や広報活動のほか、搬入ごみチェックや展開検査を実施し、啓発活動を積極的に行ってています。

(現状と課題)

令和4年(2022年)4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、これまで燃やすごみとなっていた製品プラスチックがプラ資源として出せるようになりました。各市町村でも順次、製品プラスチックごみの資源化を開始している中、市町村と連携し、分別の認識を進め、さらなる啓発活動を積極的に行う必要があります。

平成29年(2017年)まで稼働していた「桐林クリーンセンター」の後利用について、地元地域と協議しながら飯田市の協力を得て検討を進めてきましたが、民間企業のバイオマス発電所の設置を行うことが決定しました。このため令和6年(2024年)7月に施設の解体工事に着手し、令和8年(2026年)にはバイオマス発電所の建設が始まる計画となっています。用地については当広域連合所有地と地元所有に係る部分を含めて当広域連合が貸地契約を締結する予定であることから、円滑な事業推進を図るとともに、周辺の環境に配慮しつつ安全に施設の解体工事を進めていく必要があります。

(今後の方針と施策)

環境に配慮した循環型社会の形成とごみの適正処理のため、環境意識の高揚を図り、ごみの発生・排出抑制をはじめとするごみ減量化の推進及び資源の有効活用に取り組んでいきます。

施設の長寿命化を見据えたメンテナンス計画及び修繕計画を立て、施設の安定的な維持を図り、安全・安心な施設管理に努めます。

ごみ処理にかかる現状を踏まえ、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の見直しを行い、令和7年(2025年)度から新たな計画に基づいてごみ施策に取り組みます。

災害廃棄物処理計画を基に、大規模自然災害による大量の災害ごみの発生に備えます。

＜施 策＞

1 ごみ発生量の減量化

広報活動や環境学習講座による啓発、搬入ごみチェックなど、市町村と連携してごみの排出抑制を推進します。

2 廚芥類の資源化

一般家庭及び公共施設等における生ごみ堆肥化機器等の導入を図り、農地還元等を推進します。

3 可燃・不燃ごみ等の適正排出(分別・資源化)

住民及び事業者へ、可燃・不燃ごみの適正排出及びリサイクル可能な紙類・プラスチック系ごみ等の資源回収の周知徹底を推進します。

4 桐林クリーンセンター跡地の適正な管理

桐林クリーンセンターの解体を安全に進め、企業や地元地域との調整により有効利用を図ります。

第16節 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第14号】

(経緯)

現在稼働中の稲葉クリーンセンターは、「次期ごみ処理施設整備構想」に基づき、平成29年(2017年)12月に稼働を開始しました。稲葉クリーンセンターは、ごみの発生・排出抑制をはじめとするごみ減量化の推進及び資源の有効活用を図るとともに、循環型社会形成推進に向けた環境意識の高揚(学習と啓発活動)を目指しています。

稲葉クリーンセンターは、ストーカ炉方式としたことで、従来に比べて大幅な経費の削減を実現しました。また高効率な発電システムを実装しており、一定の売電収入を得られることから、施設維持管理の負担軽減に寄与しています。更に従来可燃ごみの対象としていなかったプラスチック類等(資源ごみを除く)を処理の対象に加えたことで、地域住民の負担軽減につながっています。

南信州広域連合が所管する一般廃棄物ごみ処理施設

施設名	対象地域	処理能力	稼働開始年月	今後の運転計画
ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター	飯伊13市町村※1	93t／日	平成29年(2017年) 12月	令和19年(2037年) 11月まで運転予定

※1 根羽村は、愛知県北設広域事務組合で共同処理を行っています

(現状と課題)

稲葉クリーンセンターへのごみの搬入量は、施設の計画策定時と比較して多い状況が続いているます。これは運転日数の増加による施設劣化や、修繕費の増加につながっています。ごみ搬入量増加の要因としては、プラスチック類(資源ごみを除く)や皮革製品等を焼却対象としたことに加え、ライフスタイルや分別意識の変化など、いくつかの要因が考えられます。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年(2022年)4月に施行され、プラスチックの資源循環を促進するため、市町村のプラ資源の収集と再商品化の取組が強化されています。これにより、ごみ搬入量の削減とバイオマス比率の向上が一定程度期待されるところですが、更なるごみの減量化と分別の徹底に向け、関係市町村と連携してごみの適正処理を推進していく必要があります。

(今後の方針と施策)

施設の経過年数に伴い、修繕・更新工事が増加しているため、長寿命化を見据えた修繕計画が必要となっています。また将来にわたる施設の維持管理経費を予測分析し、ごみ処理手数料の見直しを行います。

また、ごみ減量化を図るために、関係市町村と協力して分別や資源化の促進に努めるとともに、資源物や産業廃棄物等の焼却不適物の混入防止などを図るために、搬入車両の検査や分別指導を推進します。

常に環境影響に注意を払い、周辺のモニタリングを継続して安全・安心な施設運営に努め、信頼される施設の管理運営を行います。

＜施 策＞

- 1 環境影響を常に意識し、安全・安心な施設運営に努めます。
- 2 ごみ減量化キャンペーンを粘り強く展開し、更なる搬入ごみの減量化を市町村と連携して取り組み、啓発活動等を通じて施設への負荷軽減に努めます。
- 3 施設長寿命化の観点を常に意識した定期点検及びメンテナンス計画により、施設の安定的な維持を図ります。
- 4 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラごみの資源化の拡大に努めます
- 5 施設周辺地域の理解と協力を得るために、誠意を持って対応します。

稻葉クリーンセンター

構成(1市3町9村)

飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・壳木村
天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

処理能力:93t／日

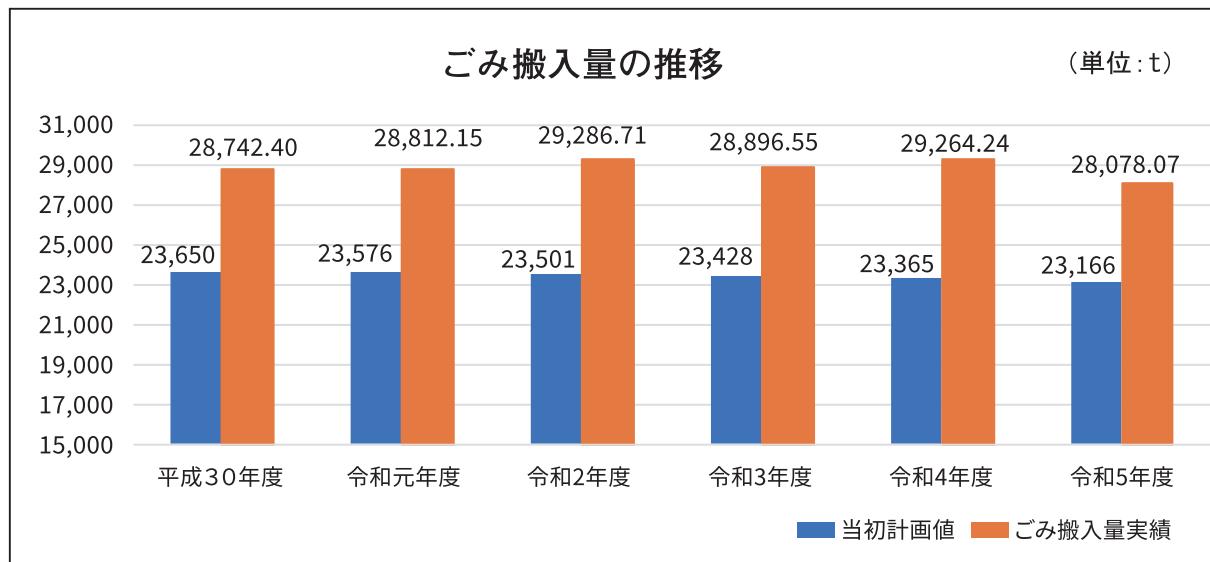
処理方式:ストーカ式焼却炉

(処理状況)

(単位:t)

年度 市町村	平成30年 (2018年)度	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度
飯田市	21,205.74	21,120.91	21,381.09	21,123.22	21,242.89	20,225.71
松川町	1,765.52	1,815.09	1,805.34	1,773.52	1,854.23	1,813.05
高森町	1,520.03	1,503.84	1,607.45	1,567.39	1,632.54	1,605.78
阿南町	449.32	480.23	497.25	506.92	499.30	488.20
阿智村	1,564.18	1,534.50	1,477.88	1,444.08	1,546.70	1,489.89
平谷村	41.03	39.18	39.68	44.57	44.60	47.25
下條村	337.10	356.39	388.64	377.70	375.76	362.94
壳木村	61.85	69.36	61.65	59.37	57.09	60.16
天龍村	154.74	177.35	157.47	162.81	164.05	152.86
泰阜村	130.50	139.06	140.09	137.66	149.32	134.59
喬木村	764.37	803.19	863.35	842.13	818.92	837.62
豊丘村	658.90	677.06	764.77	758.56	772.07	768.90
大鹿村	89.12	95.99	103.25	98.62	106.77	91.12
合 計	28,742.40	28,812.15	29,286.71	28,896.55	29,264.24	28,078.07
前年度比(%)		100.24%	101.65%	98.67%	101.27%	95.95%

※根羽村は愛知県北設広域事務組合が設置運営している中田クリーンセンターにて処理を行っています。



第17節 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 【広域連合規約第4条第1項第15号】

(経 緯)

飯田竜水園は、6市町村(飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村)のし尿処理を効率的かつ衛生的に行うために設立されました。平成5年(1993年)5月に稼働を開始し、当初の計画処理能力は1日あたり204kl(し尿197kl、浄化槽汚泥7kl)でした。その後、水洗化の進展により搬入量が減少し、浄化槽汚泥の増加に伴い、流入負荷が低下したため、平成21年(2009年)度から23年(2011年)度にかけて施設の改修工事を行い、処理能力を1日あたり75kl(し尿45kl、浄化槽汚泥30kl)としました。また、焼却設備の老朽化に伴い、前脱水機を導入し、含水率70%以下の脱水汚泥として場外搬出し、民間処理施設で堆肥化する方式に変更しました。

圏域内のし尿処理は、飯田竜水園のほか、下伊那郡西部衛生施設組合による「くりーんひる西部」や、下伊那南部総合事務組合による「泰阜クリーンセンター」で共同処理が行われています。また、根羽村は、愛知県北設広域事務組合で共同処理を行っています。

(現状と課題)

し尿処理施設では、各市町村から搬入されるし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の成分や搬入量の変動に対応した運転調整を行い、日々の水質点検および水質試験結果に基づいて環境基準を順守することが重要です。これにより、安全で安定した施設の稼働を確保し、常に住民の信頼を得ることが求められます。

(今後の方針と施策)

環境基準を順守し、安全で安定した施設稼働に努め、信頼される施設の管理・運営を行うため、関係市町村や地元地区と情報を共有し、し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理に取り組みます。

飯田竜水園の他、圏域内にある2施設についても施設の老朽化や搬入量の減少など多くの課題に直面しています。今後の処理を効率的に行うためには、長期的な視点から将来のし尿処理施設の方向性を検討する必要があります。

＜施 策＞

- 1 施設周辺の環境に十分配慮し、環境基準を順守し適切な管理運営を行います。
- 2 地域住民に信頼される施設運営を行うため、放流水等の分析結果をホームページなどで積極的に情報公開を行います。
- 3 圏域内の3施設について、長期的視点に立って施設管理運営の検討を行います。

飯田竜水園

構成(1市2町3村)

飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村

処理能力:75kl／日

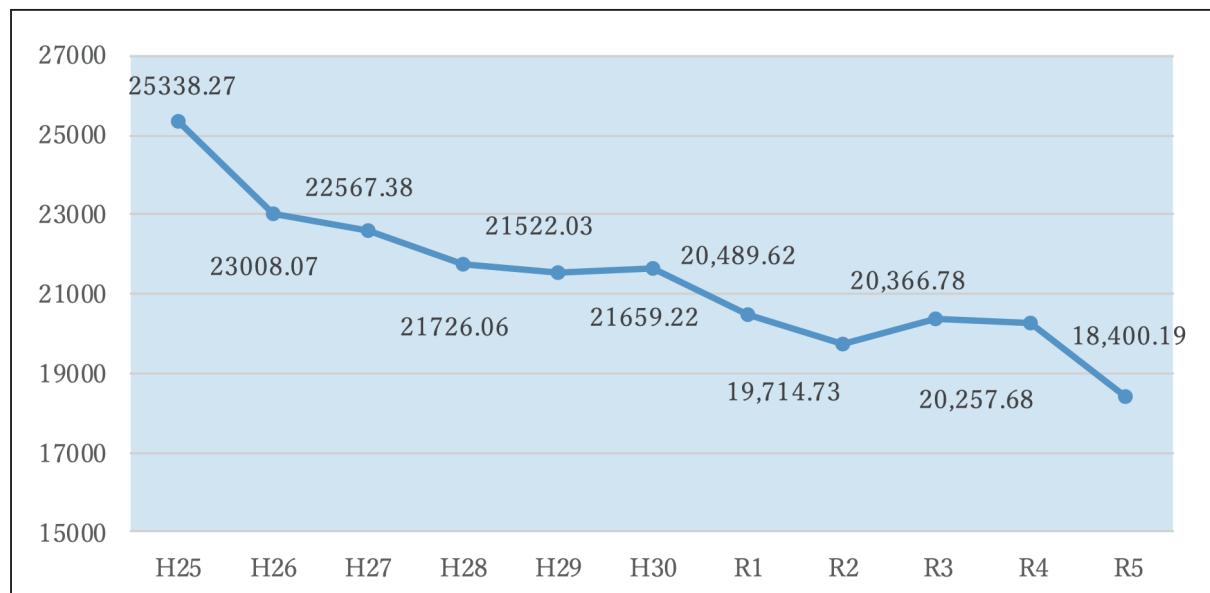
(処理状況)

(単位:kl)

年度 市町村	令和元年 (2019年)度	令和2年 (2020年)度	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度
飯田市	11,193.73	10,678.29	11,059.21	10,881.71	9,682.68
松川町	4,069.87	4,078.52	4,113.68	4,129.62	3,837.72
高森町	2,488.01	2,338.61	2,417.40	2,363.74	2,152.80
喬木村	983.69	905.38	987.52	1,024.12	1,091.70
豊丘村	1,181.30	1,137.71	1,266.37	1,282.32	1,159.05
大鹿村	573.02	576.22	522.60	576.17	476.24
合 計	20,489.62	19,714.73	20,366.78	20,257.68	18,400.19
前年比(%)	94.60%	96.22%	103.31%	99.46%	90.83%
対H25比(%) (処理量:25,338.27kl)	80.86%	77.81%	80.38%	79.95%	72.62%

(し尿処理量の推移)

(単位: kL)



付属資料

南信州広域連合 第5次広域計画策定委員名簿

No.	分野	団体等	所属・役職	氏名	備考
1	産業	飯田商工会議所	事務局長	佐々木 正樹	
2		長野県商工会連合会南信州支部	支部長	堀 政則	
3		(公財)南信州・飯田産業センター	理事	矢崎 孝弘	
4		みなみ信州農業協同組合	営農部 部長	関口 広登	
5		(株)南信州観光公社	地域振興事業部	地主 健一	
6	医療・福祉	飯田医師会	事務局長	菅沼 文秀	
7		飯伊地区包括医療協議会	事務局長	宮内 稔	
8		飯田市社会福祉協議会	総務課 課長	山上 芳雄	
9		飯伊圏域障害者総合支援センター	所長	松澤 陽子	
10	環境	地域ぐるみ環境ISO研究会	事務局	福岡 健志	
11	教育	飯田短期大学	生活科学学科 生活科学専攻 教授	三浦 弥生	
12		飯田コアカレッジ	学生部専任講師	河野 真由美	
13		飯田下伊那PTA連合会	副会長	片桐 幸子	
14	防災	飯伊消防協会	協会長	横前 敏武	
15	女性	下伊那連合婦人会	会長	寺田 真由美	
16	国際	飯田国際交流推進協会	副会長	本田 守彦	
17	地域	伊那谷民俗芸能団体連絡協議会	会長	平松 三武	
18		南信州地域交通問題協議会	委員(信南交通)	林 浩人	
19		南信州地域交通問題協議会	委員(南信州広域タクシー(有))	鈴木 佳史	
20		飯田青年会議所	理事長	村松 将太	
21	学生	飯田短期大学	看護学科 2年	寺沢 奏汰	
22		飯田短期大学	看護学科 2年	川上 琴音	
23		飯田コアカレッジ	ITスペシャリスト学科 2年	前島 翔太	
24		飯田コアカレッジ	ITビジネス学科 2年	三浦 寛樹	
25	ブロック推薦	北部ブロック	喬木村区長会長・伊久間区長	吉川 和成	
26		西武ブロック	阿智村スポーツ推進委員	小池 隆代	
27		南部ブロック	興亜エレクトロニクス(株) 取締役会長	仲藤 恭久	
28		飯田市	鼎まちづくり委員会	奥村 充由	

南信州広域連合 第5次広域計画検討会議委員名簿

No.	分野	団体等	所属・役職	氏名	備考
1	構成市町村	飯田市	企画部企画課広域連携係長	平沢 正邦	
2		松川町	まちづくり政策課企画調整係長	大橋 良平	
3		高森町	総務課まちづくり係長	古林 拓也	
4		阿南町	総務課長	伊藤 明	
5		阿智村	総務課課長補佐財政係長	實原 信夫	
6		平谷村	総務課主査	安東 孝一	
7		根羽村	総務課課長補佐兼企画財政係長	石原 幸伸	
8		下條村	総務課企画財政係長	飯島 茂勝	
9		壳木村	総務課主査	赤土 恒一	
10		天龍村	総務課企画財政係長	玉井 直江	
11		泰阜村	総務課財政係長	吉岡 利貴	
12		喬木村	企画財政課企画財政係長	桂 周平	
13		豊丘村	総務課課長補佐兼リニア対策室長	菅沼 光貴	
14		大鹿村	総務課企画財政係長	丸山 翔	
15	行政	長野県南信州振興局	リニア活用・企画振興課 課長補佐	高橋 正俊	
16		飯田建設事務所	整備課長	田口 哲也	
17		飯田保健福祉事務所	福祉課長	横川 協一	
18		下伊那郡町村会	事務局長	岡庭 潤	
19		土木振興会	局長補佐	大藏 武司	
20	南信州広域連合	事務局	事務局長	吉川 昌彦	
21		事務局総務課	次長兼総務課長	滝沢 拓洋	
22		事務局総務課	課長補佐兼庶務係長	伊藤 寿	
23		事務局地域医療福祉連携課	課長補佐兼介護保険係長	仲田 伸久	
24		事務局地域医療福祉連携課	課長補佐兼医療福祉連携係長	原田 太仁	
25		飯田環境センター	事務長	松下 英喜	
26		飯田環境センター	課長補佐兼庶務係長	一柳 和宏	
27		飯田広域消防本部	消防次長兼総務課専門幹	下平 正樹	
28		飯田広域消防本部	総務担当専門主査	林 崇司	
29		事務局総務課	広域振興係	壬生 康佑	

第5次広域計画策定経緯

日付	内 容	場 所
令和6年(2024年)		
5月23日(木)	第1回広域計画策定委員会	南信州広域連合事務センター
5月30日(木)	第1回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
6月27日(木)	第2回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
7月19日(金)	第3回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
7月13日(水)	第2回広域計画策定委員会 第4回広域計画検討会議合同会議 (課題共有型円卓会議)	南信州広域連合事務センター
9月30日(月)	第5回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
10月18日(金)	第6回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
10月31日(木)	第3回広域計画策定委員会	南信州広域連合事務センター
11月28日(木)	令和6年広域連合議会全員協議会で 広域計画(素案)の説明	エス・バード ホール
令和7年(2025年)		
1月10日(金)	第7回広域計画検討会議	南信州広域連合事務センター
1月20日(月)	第4回広域計画策定委員会	南信州広域連合事務センター
2月28日(金)	令和7年広域連合議会第1回定例会 において議決	エス・バード ホール
随 時	広域連合会議での報告	